

【 緊急レポート 】

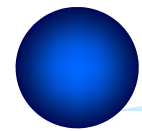
国際的な金融規制改革の動向(13訂版)

2018.7.23

みずほ総合研究所

《 構 成 》

1. 規制改革の全体像	P 2
2. バーゼルⅢテキスト(2010年)	P 14
3. バーゼルⅢ最終化(2017年)	P 26
4. その他のバーゼル規制の強化	P 41
5. too-big-to-fail問題対策	P 47
6. 店頭デリバティブ市場改革	P 56
7. シャドーバンキング規制	P 59
8. 米国の規制動向	P 63
9. EUの規制動向	P 75

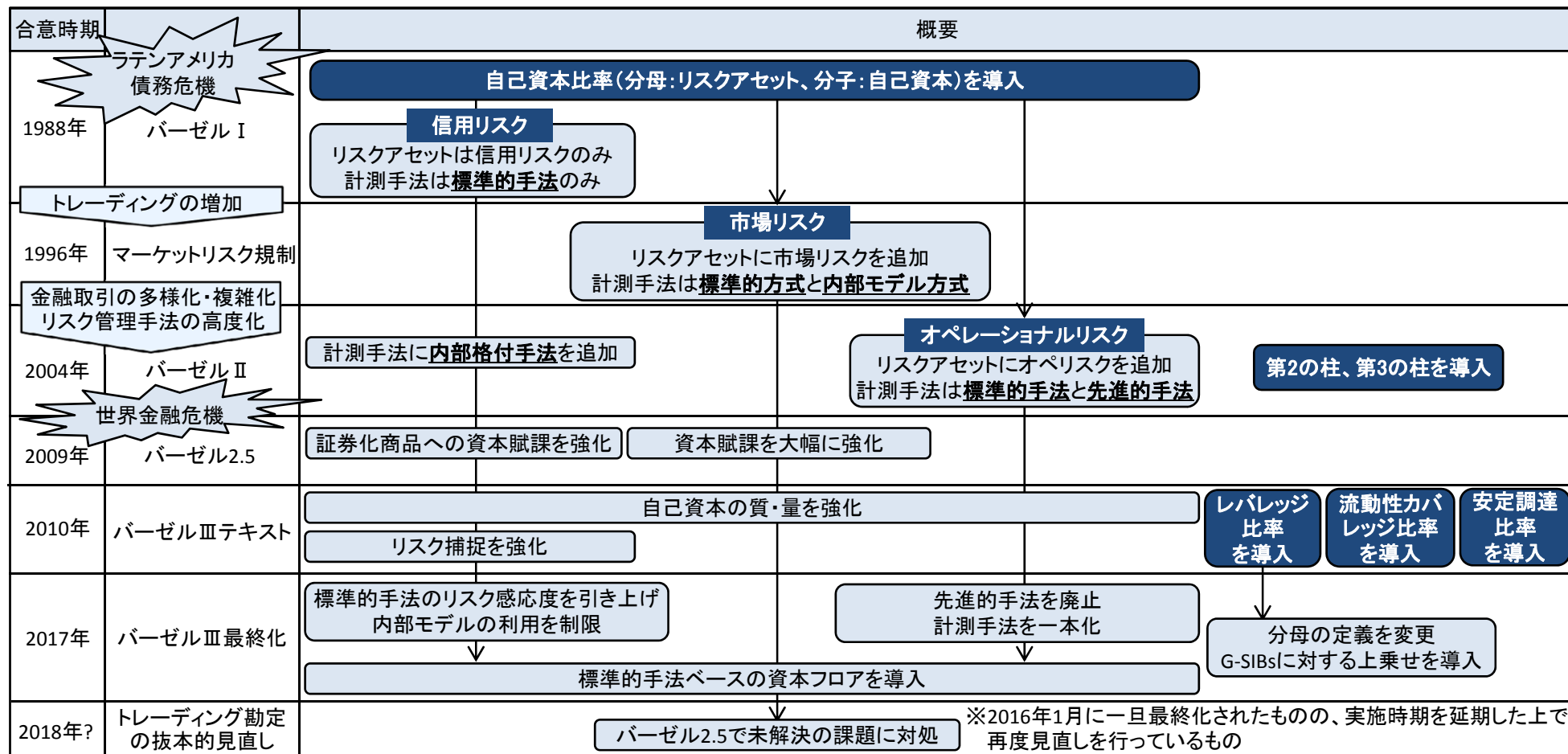


1. 規制改革の全体像

(1) バーゼル規制の歴史

- バーゼル委(バーゼル銀行監督委員会)は、金融システムの安定と公平な競争環境の確保を目的として、国際的に活動する銀行に対する健全性規制の国際基準(バーゼル規制)を策定してきた

【バーゼル規制の歴史】



(資料) みずほ総合研究所作成

(2) バーゼル I、マーケットリスク規制

- 1988年、バーゼル委は、バーゼル I に合意。国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定手法や達成すべき最低水準（8%以上）を規定
 - ・ 1980年代のラテンアメリカの債務危機を背景に金融システムの安定と公平な競争環境の確保を目的として導入
- 1996年、バーゼル委は、マーケットリスク規制に合意。規制の対象となるトレーディング勘定を新たに定義し、トレーディング勘定の市場リスク(価格変動リスク)に対して自己資本を賦課
 - ・ 多くの銀行がトレーディング業務を拡大させていたことを踏まえ、トレーディング業務に係るリスクに対応することを企図

【自己資本比率】

自己資本 <hr style="border: 1px solid black;"/> リスクアセット (保有資産の額にリスクウェイトを乗じて算出)	≥ 8%
--	------

(資料) みずほ総合研究所作成

【トレーディング勘定と銀行勘定のイメージ】

	トレーディング勘定	銀行勘定
主な対象業務	短期売買・ヘッジ目的の取引	トレーディング勘定に含まれるもの以外(預金・貸出等)
自己資本比率で捕捉されるリスク(注)	市場リスク(価格変動リスク) ※捕捉対象は資産・負債の両側	信用リスク(貸し倒れのリスク) ※捕捉対象は資産側のみ
リスク捕捉の対象となる資産・ポジションの例	<ul style="list-style-type: none"> • 短期的な売買差益の獲得を目的とした金融商品のポジション • マーケットメイキング業務から生じるポジション • トレーディング勘定の他のポジションをヘッジするためのポジション 	<ul style="list-style-type: none"> • 貸出金 • 満期保有目的有価証券 • その他有価証券

(注) 市場リスクのうち、為替リスク・コモディティリスクは、銀行全体で捕捉される。

(資料) みずほ総合研究所作成

(3) バーゼルⅡの3本の柱と適用対象

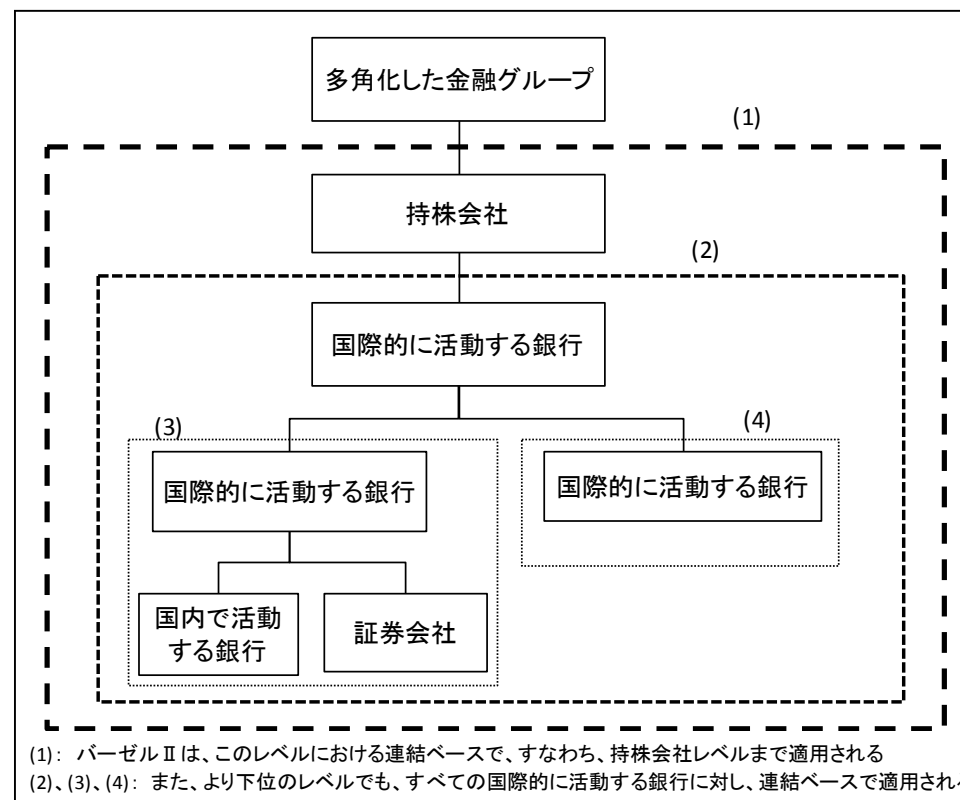
- 2004年に合意されたバーゼルⅡは、①最低所要自己資本、②銀行の自己管理と監督当局による検証、③情報開示を通じた市場規律の活用、の3本の柱として策定された
- バーゼルⅡは、銀行グループ内の国際的に活動する銀行(本邦では、海外支店または海外現地法人を有する銀行)に対し、持株会社レベル以下の全てのレベルで連結ベースで適用される

【バーゼルⅡの3本の柱】

<p>第1の柱 (最低所要自己資本)</p>	<p style="text-align: center;">自己資本</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">信用リスク+市場リスク+オペリスク $\geq 8\%$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>バーゼルⅠでは単一の計測手法しかなかったが、バーゼルⅡでは、銀行が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「標準的手法」(バーゼルⅠを一部修正した手法) ②「内部格付手法」(銀行の内部格付を利用して借手のリスクをより精密に反映する手法) <p>のうち、自らに適する手法を選択</p> </div>
<p>第2の柱 (銀行の自己管理と監督当局による検証)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第1の柱の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含め、銀行自身が、主要なリスクを把握し、経営上必要な自己資本額を検計 • 当局は、個々の銀行の状況に応じて対応
<p>第3の柱 (情報開示を通じた市場規律の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自己資本比率とその内訳、銀行が抱えるリスクとその管理状況等を開示

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

【バーゼルⅡの適用範囲】

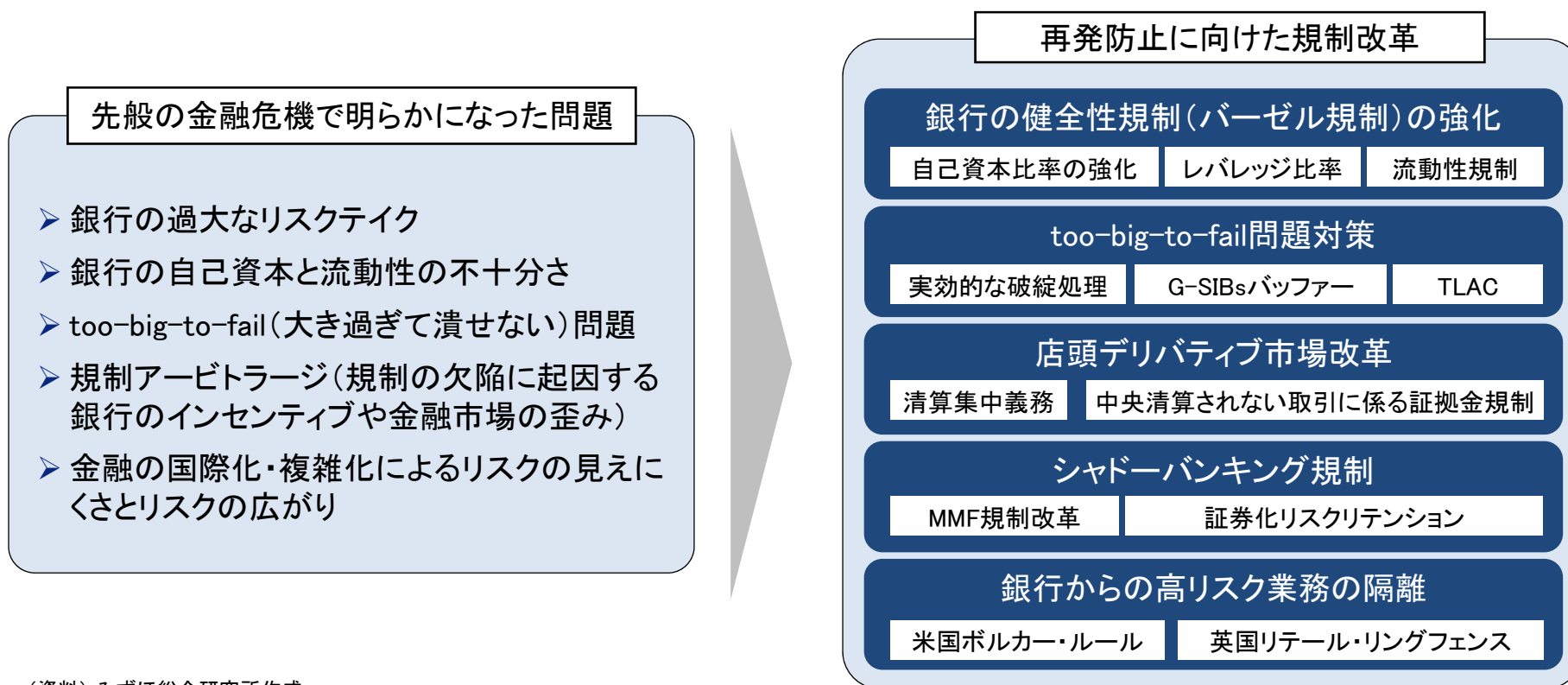


(資料) バーゼル委資料より、みずほ総合研究所作成

(4) 先般の金融危機で明らかになった問題と規制改革の主な分野

- 米国サブプライム問題を契機とした金融市場の混乱は、2008年9月のリーマン・ショックを経て、世界的な金融危機に発展
- 金融危機の再発防止に向け、先般の金融危機で明らかになった問題に対処するための規制改革が幅広い分野で進展

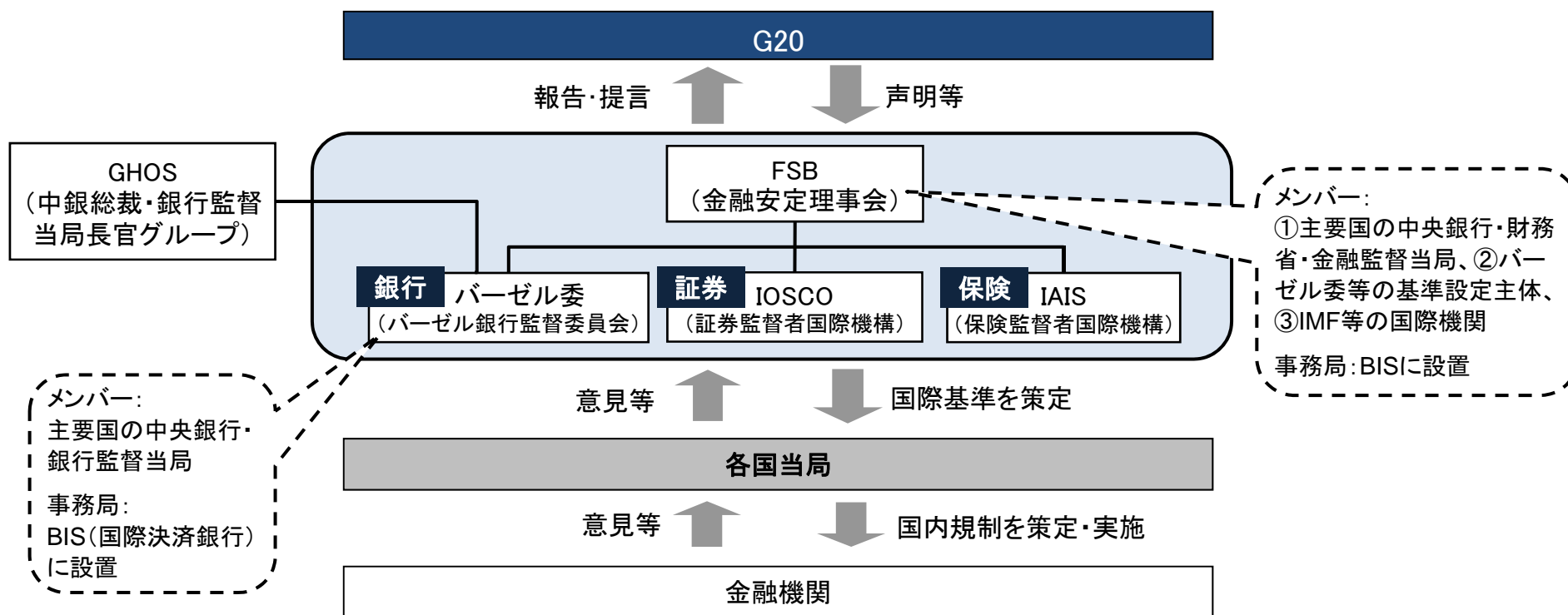
【先般の金融危機で明らかになった問題と規制改革の主な分野】



(5) 国際的な検討の枠組み

- G20首脳会議(サミット)、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、規制改革の大きな方向性を提示
- FSB(金融安定理事会)、バーゼル委等が規制改革に係る具体的な国際基準を策定
- 各国当局は、国際基準に基づき、国内ルールを策定・実施
- 欧米においては、国際基準よりも厳しい国内規制を導入する動きや、独自の規制を導入する動きあり

【 規制改革の国際的な検討の枠組み 】



(資料) みずほ総合研究所作成

(6) FSB・バーゼル委の構成

- FSB・バーゼル委はG20諸国を中心に構成されている
 - ・ バーゼル委のメンバー国ではない国の中にも、バーゼル規制に沿った国内規制を実施している国が存在
- バーゼル規制等の国際基準は、WTO協定のような多国間条約とは異なり法的拘束力がなく、国際基準に規定されている実施時期・内容が遵守されないケースもあるため、各国における足並みの揃った実施が課題となっている
 - ・ バーゼル委によるRCAP(整合性評価プログラム)など、各国における実施を評価する枠組みは存在

【 G20、FSB、バーゼル委のメンバー国 】

メンバー国		G20	FSB	バーゼル委	メンバー国		G20	FSB	バーゼル委
米州	米国	●	○	○	欧州	ベルギー			○
	カナダ	●	○	○		ルクセンブルク			○
	ブラジル	○	○	○		スウェーデン			○
	メキシコ	○	○	○	アジア・オセアニア	日本	●	○	○
	アルゼンチン	○	○	○		中国	○	○	○
欧州	欧州委員会	○	○			韓国	○	○	○
	英国	●	○	○		オーストラリア	○	○	○
	ドイツ	●	○	○		インドネシア	○	○	○
	フランス	●	○	○		インド	○	○	○
	イタリア	●	○	○		トルコ	○	○	○
	ロシア	○	○	○		香港		○	○
	スイス		○	○		シンガポール		○	○
	オランダ		○	○		その他	サウジアラビア	○	○
	スペイン		○	○	南アフリカ		○	○	○

(注1) G20メンバー国のうち、G7メンバー国を●で表示。

(注2) FSBには、このほか、バーゼル委、IOSCO、IAIS、IMF、世界銀行等の基準設定主体・国際機関が参加。

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(7) 金融危機後の規制改革の歴史

- リーマン・ショックを受け、G20は、2008年11月、第1回首脳会議(G20ワシントン・サミット)を開催。以降、G20・FSBが国際的な規制改革を主導

【金融危機後の規制改革の歴史】

時期	出来事	時期	出来事
08年11月	【G20ワシントン・サミット】「金融市場の改革のための共通原則」に合意	14年 1月	バーゼル委、「 <u>レバレッジ比率</u> の枠組みと開示要件」を公表
09年 4月	【G20ロンドン・サミット】FSF(金融安定化フォーラム)のFSBへの改組に合意	4月	バーゼル委、 <u>大口エクスポージャー規制</u> の最終規則文書を公表
9月	【G20ピッツバーグ・サミット】店頭デリバティブ市場改革(<u>清算集中、電子取引基盤使用、取引情報報告</u>)に合意	11月	バーゼル委、 <u>NSFR(安定調達比率)</u> の最終規則文書を公表 【G20ブリスベン・サミット】
10年 6月	【G20トロント・サミット】	15年11月	FSB、 <u>TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)</u> の最終基準を公表 【G20アンタルヤ・サミット】
7月	米国にて、 <u>ドッド・フランク法</u> 成立	16年 1月	バーゼル委、最終規則文書「 <u>市場リスクの最低所要自己資本</u> 」を公表
11月	【G20ソウル・サミット】 <u>バーゼルⅢ</u> を承認	4月	バーゼル委、最終文書「 <u>銀行勘定の金利リスク</u> 」を公表
12月	バーゼル委、 <u>バーゼルⅢテキスト</u> を公表	9月	【G20杭州サミット】
11年10月	FSB、「 <u>実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性</u> 」を策定	17年 1月	FSB、「 <u>資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性</u> 」に対応する政策提言」を公表
11月	【G20カンヌ・サミット】 <u>シャドーバンキング規制</u> の5つの検討分野に合意 バーゼル委、 <u>G-SIBsの評価手法・追加的損失吸収要件</u> の規則文書を公表 FSB、 <u>G-SIBsのリスト</u> を含む「 <u>SIFIsに対処するための政策手段</u> 」を公表	2月	米大統領、金融規制の見直しを指示する大統領令に署名
12年 6月	【G20ロスカボス・サミット】	6月	米財務省、銀行規制の見直しを提言する報告書を公表
10月	バーゼル委、「 <u>D-SIBs</u> の取り扱いに関する枠組み」を公表	7月	FSB、「 <u>G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み</u> 」と題する文書を公表 【G20ハンブルク・サミット】
13年 1月	バーゼル委、 <u>LCR(流動性カバレッジ比率)</u> の改訂版規則文書を公表	12月	GHOS、 <u>バーゼルⅢ最終化</u> を承認
9月	バーゼル委・IOSCO、 <u>中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制</u> の最終報告書を公表 【G20サンクトペテルブルク・サミット】	18年 5月	米国にて、 <u>経済成長・規制緩和・消費者保護法(EGRRCPA)</u> が成立

(資料) みずほ総合研究所作成

(8) 規制改革の主な項目の検討・実施状況

- 先般の金融危機で明らかになった問題に対処するための改革は設計段階から実施段階に移行
- 今後は、規制改革の意図せざる影響や副作用(市場流動性の低下、シャドーバンキングの拡大、規制・市場の分断等)、新興リスクへの対処に軸足が移行

【 国際的な規制改革の主な項目の検討・実施状況 】

分野	項目	検討状況・実施時期(注)
バーゼル規制の強化	自己資本比率の分子(自己資本)の強化	2013年から2019年にかけて段階的に実施
	リスクアセット(自己資本比率の分母)計測のばらつき削減	2022年から2027年にかけて段階的に実施
	レバレッジ比率	2015年に開示義務開始、2018年に第1の柱として実施
	レバレッジ比率の定義の変更、バッファの導入	2022年に実施
	LCR(流動性カバレッジ比率)	2015年から2019年にかけて段階的に実施
	NSFR(安定調達比率)	2018年に実施
	大口エクスポージャー規制の強化	2019年に実施
	IRRBB(銀行勘定の金利リスク)	2018年に実施
too-big-to-fail問題対策	G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)バッファ	2016年から2019年にかけて段階的に実施
	TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)	2019年から2022年にかけて段階的に実施
店頭デリバティブ市場改革	清算集中義務	2012年から段階的に実施
	中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制	2016年9月から2020年9月にかけて段階的に実施
シャドーバンキング規制	MMF規制改革	2012年10月にIOSCOが最終報告書を公表(米国等で実施済み)
	証券化リスクリテンション	2012年11月にIOSCOが最終報告書を公表(米国等で実施済み)
	資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性への対応	2017年1月にFSBが政策提言を公表。IOSCOが引き続き検討中
米国ドッド・フランク法	ボルカー・ルール	2015年7月に実施
	FBO規制(外国銀行を対象とするEPS(高度健全性基準))	2016年7月に実施

(注) 国際基準に記載されている実施時期であり、実際の各国における実施時期とは異なる場合がある。
(資料) みずほ総合研究所作成

(9) 規制改革の影響 ① 銀行の資産・負債への影響

- 規制改革を受けて、銀行は、自己資本・TLAC適格負債の積み増しや、規制強化の対象となった資産・取引の残高抑制・取引条件改善に取り組んでいる

【各種健全性規制が銀行の資産・負債に及ぼす影響のイメージ】

		資産						負債				
		国債	大企業向け債権	金融機関向け債権	住宅ローン	中小企業向け貸出	株式	コミットメント	預金	短期ホールセール調達	社債発行	自己資本
自己資本比率	信用リスクに係る標準的手法の改訂	— RWの変更なし	—	× 銀行向けはRW上昇	× 高LTVはRW上昇	○ 無格付はRW低下	× RW上昇	× UCC(一般当座貸越等)はCCF引き上げ	—			○ 分子に算入可
	内部格付手法の改訂		× FIRB適用不可		—	× IRB適用不可						
	標準的手法ベースの資本フロア		× 新SAのRWが現行IRB対比で大幅に高くなるケースあり		△	× 新SAのRWが高い						
TLAC		—										
レバレッジ比率		× RWIによる調整がなくリスクの低さが考慮されない			○ RWIによる調整がなくリスクの高さが考慮されない		△ SAと同じCCFが適用される	× 分母の増加要因				
流動性規制		○ LCRの分子に算入可	× 貸出はNSFRの分母に算入される(高格付社債はLCRの分子に算入可)			△	× LCRの分母に算入される	○ 分子の増加要因	× LCRの分母に算入される	○ 分子の増加要因		

(注1) ×: 残高抑制・取引条件改善が必要となる可能性、○: 増加させるインセンティブが働く可能性、△: 正負両方の影響が混在、—: 直接的な影響は小さい。

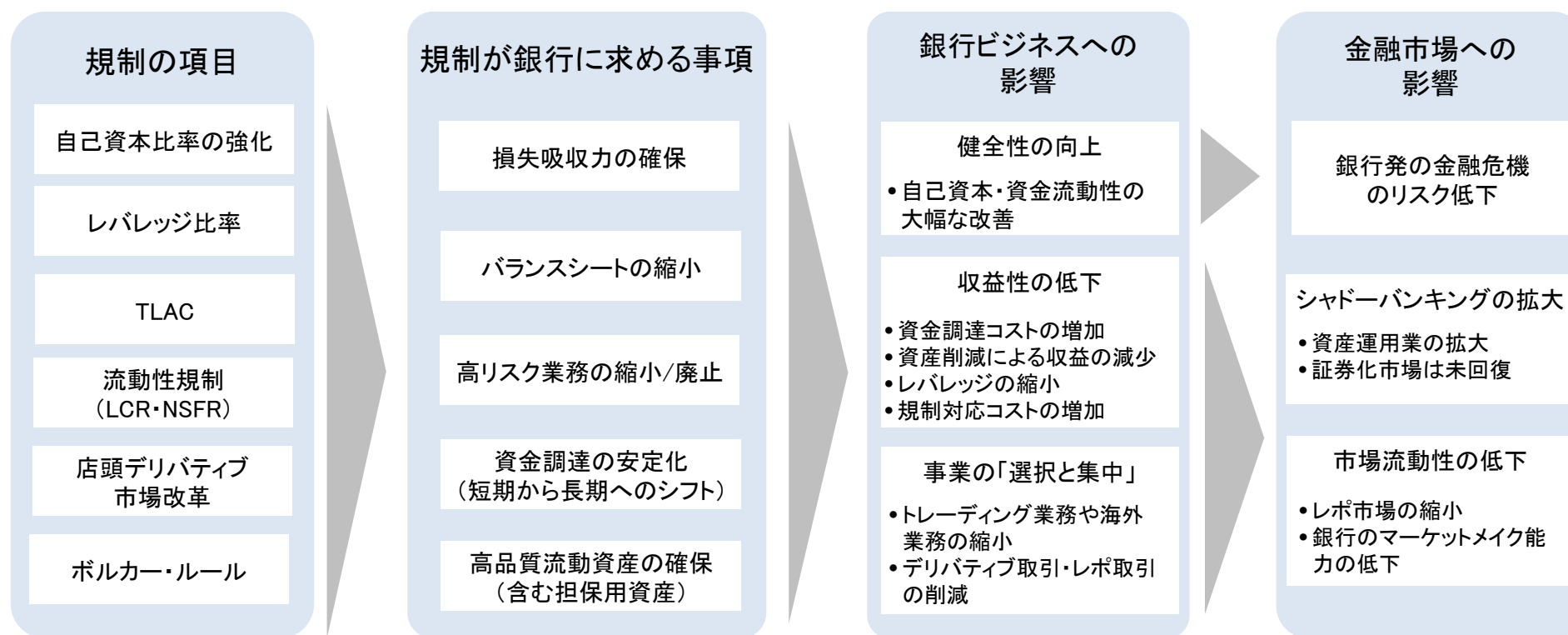
(注2) RW: リスクウェイト、SA: 信用リスクに係る標準的手法、IRB: 内部格付手法、AIRB: 先進的内部格付手法、FIRB: 基礎的内部格付手法、UCC: 無条件で取り消し可能なコミットメント、CCF: オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目。

(資料) みずほ総合研究所作成

(9) 規制改革の影響 ② 銀行ビジネス・金融市場への影響

- 規制改革を受けて、銀行の健全性は大きく向上した一方、収益性は低下、欧米大手銀行の間では事業の「選択と集中」が進む
- 規制改革により、銀行発の金融危機のリスクは低下した一方、シャドーバンキングの拡大や市場流動性の低下が懸念されている

【銀行ビジネス・金融市場への影響のイメージ】



(資料) みずほ総合研究所作成

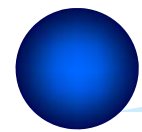
(9) 規制改革の影響 ③ 副作用

- 規制改革が設計段階から実施段階へと移行する中、①市場・規制の分断、②市場流動性の低下、③シャドーバンキングの拡大、等の副作用が懸念されている
 - ・ FSBは、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」と題する文書を公表、規制改革の影響評価に取り組んでいる

【 懸念されている副作用 】

市場・規制の分断	①国際基準に基づく各国規制の実施時期や内容が国によって異なる、②一部の国が国際基準にはない独自の規制(ボルカー・ルール等)を導入し外国銀行にも広く適用している、③一部の国が外国銀行に対して自国内拠点の資本や流動性の充実を求めているなど、各国間の協調不足に伴う規制のばらつきや重複が、グローバルな金融活動を阻害し、実体経済に悪影響を及ぼす可能性
市場流動性の低下	レバレッジ比率や米国ボルカー・ルール等の規制改革を受けて、欧米大手銀行をはじめとする大手ディーラーがマーケット・メイキングを縮小させており、債券やデリバティブの市場における市場流動性が低下している可能性
シャドーバンキングの拡大	規制改革において銀行セクターに対する規制強化が先行している中、相対的に規制の緩いシャドーバンキングセクターへと資金の流れがシフトしており、伝統的な銀行ビジネス以外の部分で新たなリスクが蓄積している可能性

(資料) みずほ総合研究所作成



2. バーゼルⅢテキスト(2010年)

(1) バーゼルⅢの全体像

- 2010年12月、バーゼル委は、バーゼルⅢテキストを公表。主な内容は、①自己資本比率の強化、②レバレッジ比率の導入、③流動性規制の導入
- 2017年12月、GHOS(中銀総裁・銀行監督当局長官グループ)がバーゼルⅢ最終化を承認。自己資本比率の分母(リスクアセット)の計測における過度なばらつきの問題に対処するため、各種計測手法を改訂するとともに、標準的手法ベースの資本フロアを導入

【 バーゼルⅢの全体像 】

合意	項目	ポイント	実施時期(注1)	
バーゼルⅢ テキスト (2010年12月)	自己資本比率の強化	CET1(普通株式等Tier 1)を定義、Tier 1の最低比率を引き上げ、資本バッファーを導入	2013年～2019年に段階的に実施	
	レバレッジ比率の導入	リスクウェイトによる調整を行わない簡素な指標、リスクベースの自己資本比率を補完	既存の定義・水準:2018年	
	LCR(流動性レバレッジ比率)の導入	30日間のストレス期間における資金流出の額に対して十分な流動資産の確保を要求	2015年～2019年に段階的に実施	
	NSFR(安定調達比率)の導入	短期間での現金化が困難な資産の額に対して十分な中長期的に安定的な調達を要求	2018年	
FRTB (検討中)	自己 資本 比率 の見 直し	市場リスク	銀行勘定とトレーディング勘定の境界を見直し規制裁定余地を縮小、内部モデルの承認プロセスを改善、標準的手法と内部モデル方式の間の整合性を向上	2022年
バーゼルⅢ 最終化 (2017年12月)	自己 資本 比率 の見 直し	信用リスクの標準的手法	資産の区分を格付や担保水準に応じて細分化、リスクウェイト・CCFの水準を変更	2022年(株式に係る経過措置あり)
	自己 資本 比率 の見 直し	信用リスクの内部格付手法	内部モデルの利用を制限、PD・LGD等の自行推計値に下限を設定	2022年
	自己 資本 比率 の見 直し	CVA(信用評価調整)リスク	内部モデル手法を廃止、デリバティブ取引の規模・特性等に応じた3つの計測手法を用意	2022年
	自己 資本 比率 の見 直し	オペレーショナルリスク	内部モデル手法(先進的計測手法)を廃止、新たな標準的手法に計測手法を一本化	2022年
	自己 資本 比率 の見 直し	標準的手法ベースの 資本フロア	内部モデルを用いることによってリスクアセットを標準的手法対比で低減させている銀行について、リスクアセット全体の下限を標準的手法のみで算出した額の72.5%に設定	2022年～2027年に段階的に実施
	自己 資本 比率 の見 直し	レバレッジ比率の定義・水準の 調整	レバレッジ比率バッファー(G-SIBsに対する所要水準の上乗せ)を導入、レバレッジ比率の分母(エクスポージャー)の定義を変更	バッファーの導入、定義の変更: 2022年

(注1) 国際基準に記載されている実施時期であり、実際の各国における実施時期とは異なる場合がある。

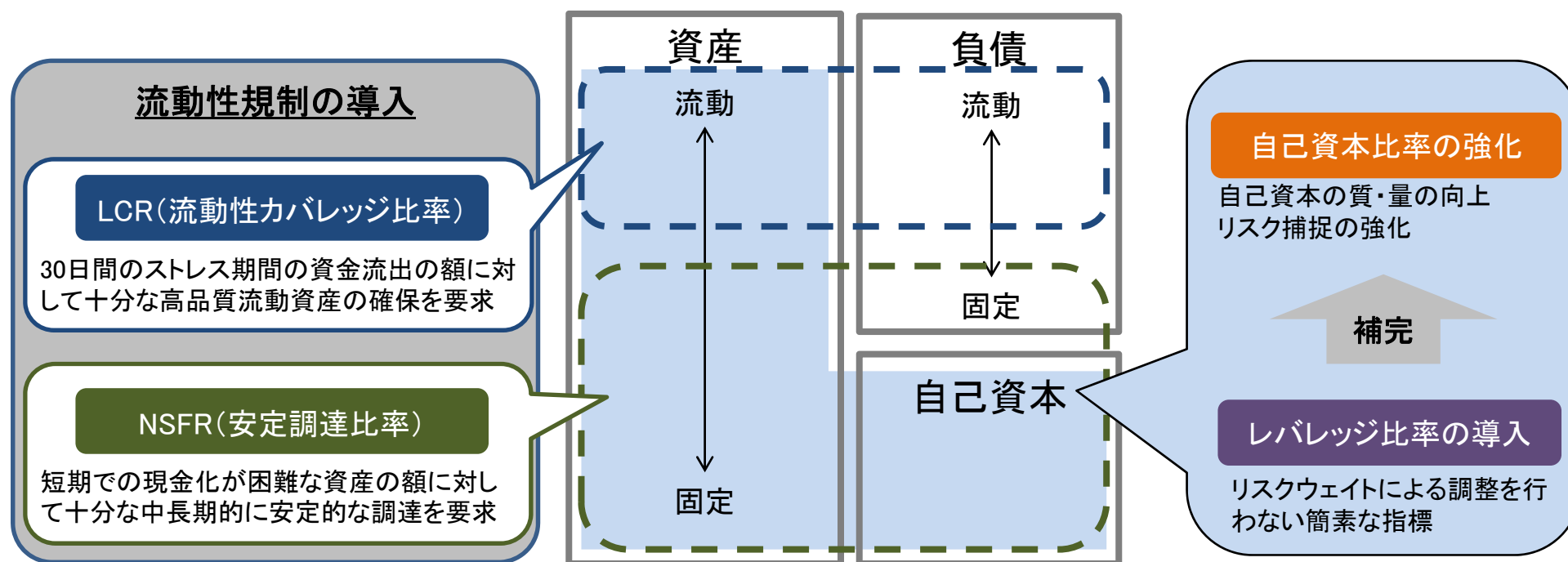
(注2) FRTB:トレーディング勘定の抜本的見直し、CCF:オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目、PD:デフォルト確率、LGD:デフォルト時損失率、G-SIBs:グローバルなシステム上重要な銀行。

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) バーゼルⅢテキスト(2010年)の全体像

- 2010年12月、バーゼル委は、バーゼルⅢテキストを公表。主な内容は、①自己資本比率の強化、②レバレッジ比率の導入、③流動性規制の導入

【 バーゼルⅢと銀行バランスシート(イメージ) 】

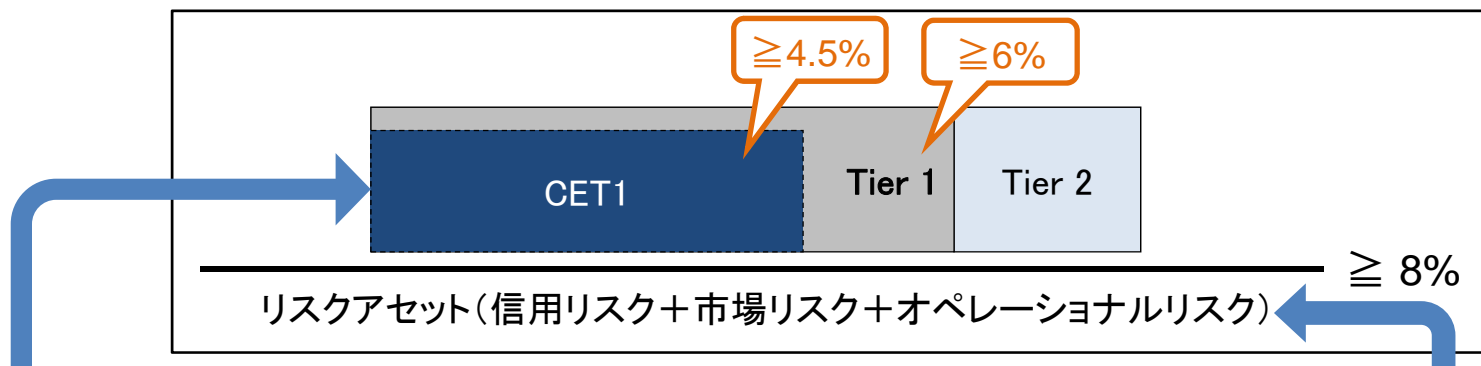


(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 自己資本比率の強化 ① 最低水準の引き上げ

- バーゼルⅢでは、①CET1(普通株式等Tier 1)の定義、②Tier 1の最低水準の引き上げ、③自己資本への算入要件の厳格化、が行われた
 - ・ 最低水準は、CET1で4.5%、Tier 1で6%、総自己資本(Tier 1+Tier 2)で8%
 - 下回った場合、当局による業務改善命令等の早期是正措置の対象

【 自己資本比率の概要 】



Tier 1	CET1	○ 普通株および内部留保 (その他包括利益(その他有価証券評価差額金等)を含む)	信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む)の価値が減少または消失し、損失が生じるリスク	
	その他 Tier 1	○ 優先株 ○ その他高い損失吸収力を有する資本性商品 ※ 会計上負債に分類されるものは、①トリガー抵触時の元本削減・普通株転換あり、②金利ステップアップ条項なし、等の条件を満たす必要			市場リスク
Tier 2	○ 一部の優先出資証券、劣後債、劣後ローン ※ ①実質破綻時の元本削減・普通株転換あり、②金利ステップアップ条項なし、等の条件を満たす必要 ○ 一般貸倒引当金 等	オペレーショナルリスク			

(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 自己資本比率の強化 ② 自己資本からの控除の強化

- 自己資本比率では、ストレス時・経営悪化時に価値が見込めない項目について、自己資本からの控除が行われる
 - ・ バーゼルⅢでは、自己資本からの控除が厳格化され、①控除項目の追加、②被控除資本の区分の引き上げ(Tier 2 → CET1等)、③連結外金融機関向け出資に係る控除の対象となる出資先の範囲の拡大、等が図られた

【 自己資本からの控除(一部) 】

	バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・のれん・営業権等をTier 1から控除 ・その他の無形固定資産は控除対象外 	繰延税金負債と相殺した後の全額をCET1から控除
前払年金費用	控除対象外	
連結外金融機関向け出資	下記をTier 2から控除 <ul style="list-style-type: none"> ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資 	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関への出資について、コレスポンディングルール※に沿って控除 ※出資分について該当する自己資本の区分(ごとの割合)に対応させて自己の自己資本の各区分から控除する方法 ①資本嵩上げ目的の持ち合い → 全額を控除 ②普通株式10%超出資先 → (i)普通株式について自己のCET1の10%を超える分を控除(注1)、(ii)その他資本について全額を控除 ③普通株式10%以下出資先 → 自己のCET1の10%を超える分を控除
繰延税金資産	繰延税金資産の純額(繰延税金負債と相殺した後の金額)のうち自己のTier 1の20%を超える分をTier 1から控除	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越欠損金に基づくもの: 純額の全額をCET1から控除 ・会計と税務の一時差異に基づくもの: 純額のうち自己のCET1の10%を超える分をCET1から控除(注1)

(注1) 10%超出資先への普通株式出資と一時差異に係る繰延税金資産の純額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己のCET1の最大15%までが控除対象外。

(注2) CET1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(3) 自己資本比率の強化 ③ 資本バッファの導入

- バーゼルⅢでは、各種資本バッファが新たに導入された
 - ・ 追加的にCET1(カウンターシクリカルバッファについてはCET1またはその他損失吸収力の高い資本)を確保することが求められる
 - 充足できなかった場合、配当等の資本の社外流出が制限される
 - ・ 2016年から2019年にかけて段階的に実施

【各種資本バッファの概要】

資本保全バッファ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来のストレスに備えて一律2.5%をCET1で上乗せ
金融システムにとっての重要性に応じたバッファ	G-SIBsバッファ (後述)	<ul style="list-style-type: none"> ・ G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)に対する追加的な資本賦課 ・ 金融システムにとっての重要性に応じて1.0%~3.5%をCET1で上乗せ
	D-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> ・ D-SIBs(国内のシステム上重要な銀行)に対する追加的な資本賦課 ・ 対象行・水準は各国が設定
カウンターシクリカルバッファ		<ul style="list-style-type: none"> ・ プロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の抑制が目的 ・ 追加的にCET1またはその他の損失吸収力の高い資本を確保することが求められる ・ 国内の信用供与の状況に応じて、各国が0.0%~2.5%の範囲で設定(景気過熱時に引き上げ) ・ 各行に適用される上乗せ幅は、信用リスクの地理的構成に応じた各国設定水準の加重平均

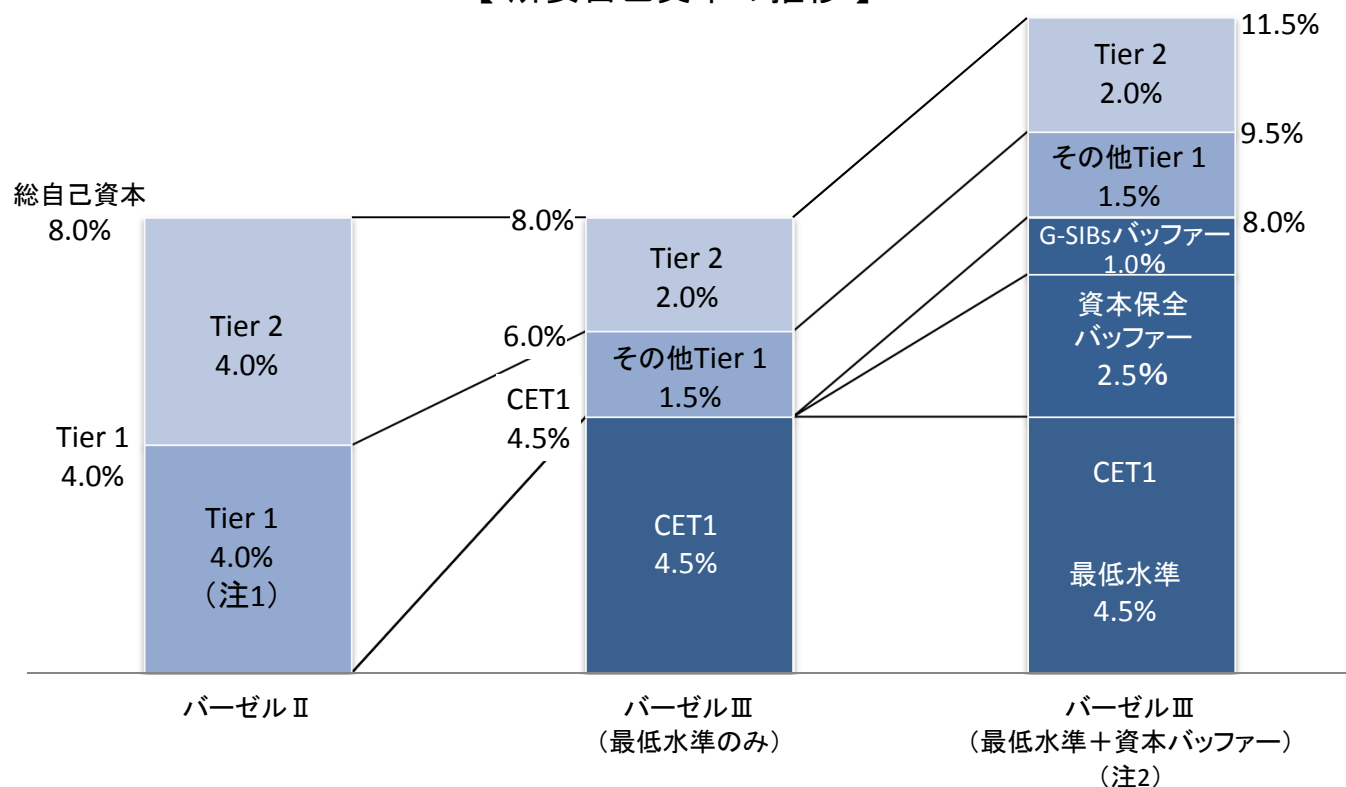
(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 自己資本比率の強化 ④ 所要自己資本の大幅な増加

○ バーゼルⅢでは所要自己資本が大幅に増加

- ・ リスクアセットに対するTier 1の所要水準はバーゼルⅡの4%からバーゼルⅢの9.5%へと2倍以上に増加(G-SIBsバッファ:1%、カウンターシクリカルバッファ:0%と仮定した場合)

【 所要自己資本の推移 】



(注1) 1998年のシドニー合意において「議決権付普通株式および株主の利益に帰属している公表準備金または内部留保が、Tier 1の中核的な形態であるべき」とされていた。

(注2) G-SIBsバッファ:1%、カウンターシクリカルバッファ:0%と仮定。

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(4) レバレッジ比率の導入

- 先般の金融危機前に銀行システムにおいてレバレッジが拡大していた反省を踏まえ、リスクベースの自己資本比率を補完するものとして、レバレッジ比率を導入。リスクウェイトによる調整等を行わない簡素な指標とすることで、リスクウェイトの低いエクスポージャーの過度な積み上げを抑制
 - ・ 国際基準では2018年実施とされているものの、多くの国において導入が遅れている
 - ・ 2022年にレバレッジ比率バッファ（G-SIBsに対する所要水準の上乗せ。水準は後述）を導入するとともに、分母（エクスポージャー）の定義を変更

【レバレッジ比率の概要】

$$\frac{\text{Tier 1}}{\text{エクスポージャー}} \geq 3\% + \text{レバレッジ比率バッファ（G-SIBsに対する上乗せ）}$$

以下4つのエクスポージャーの合計

区分	資産・取引の例	計上される額(各種調整あり)
オンバランス項目	貸出、有価証券	貸借対照表上の額
デリバティブ取引	デリバティブ取引	<現行>カレントエクスポージャー方式で計測した額 <定義変更後>SA-CCR(注)で計測した額
SFT(証券金融取引)	レポ取引	グロスのSFT資産(会計上のネットティングは考慮せず)にカウンターパーティ・エクスポージャーを加えた額
オフバランス項目	コミットメント、債務の保証	想定元本にCCF(オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目)を乗じた額

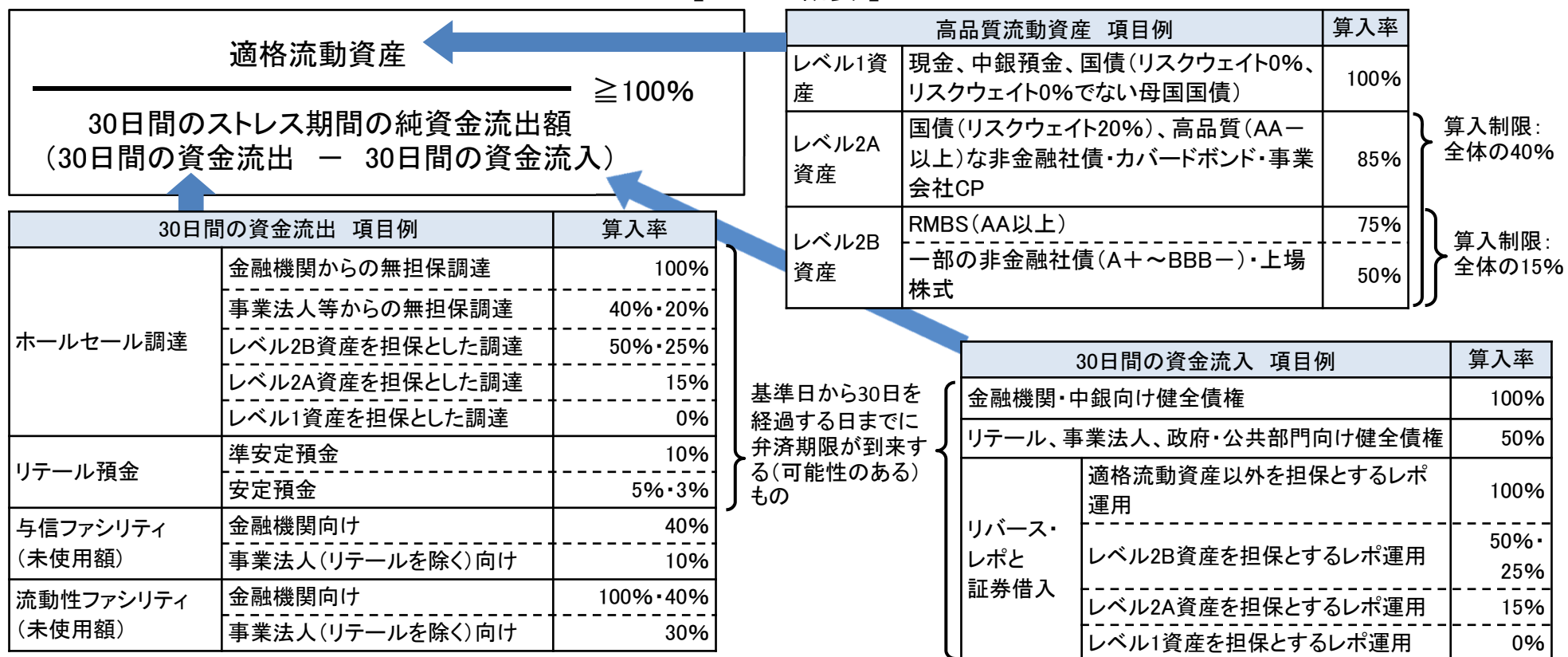
(注) カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法。

(資料) みずほ総合研究所作成

(5) LCR(流動性カバレッジ比率)の導入

- 先般の金融危機における資金繰り悪化の反省を踏まえ、30日間のストレス下での資金流出の額に対して十分な適格流動資産を確保するよう求める規制として、LCR(流動性カバレッジ比率)を導入
 - ・ 適格流動資産とは、①ストレス時においても大きく減価することなく換金できる資産(高品質流動資産)であって、②換金に係る障害が無いもの
 - ・ 2015年から2019年にかけて段階的に実施

【LCRの概要】

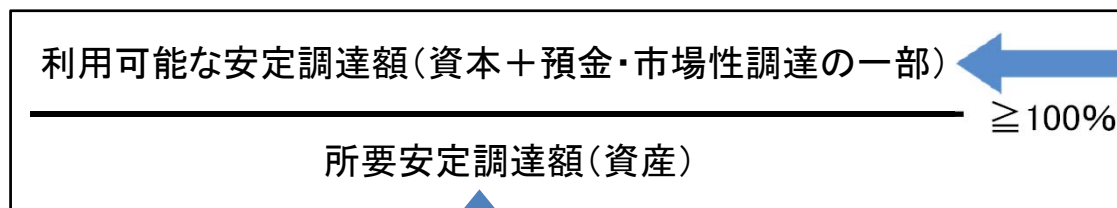


(資料) みずほ総合研究所作成

(6) NSFR(安定調達比率)の導入

- 先般の金融危機における資金繰り悪化の反省を踏まえ、短期での現金化が困難な資産の額に対して十分な中長期的に安定的な調達を求める規制として、NSFR(安定調達比率)を導入
 - ・ 国際基準では2018年実施とされているものの、多くの国において実施が遅れている

【 NSFRの概要 】



所要安定調達額 項目例		算入率
長期貸出(1年以上)		100%・85%・65%
短期貸出	1年未満のリテール・法人向け、 6か月以上1年未満の金融機関向け	50%
	6か月未満の金融機関向け	10%・15%
適格 流動資産	レベル2B資産	50%
	レベル2A資産	15%
	レベル1資産	5%
デリバティブ	デリバティブ資産からデリバティブ負債を差し 引いた額(それぞれ一定の変動証拠金との相 殺を勘案後)がプラスの場合、その金額	100%
	当初証拠金	85%
	デリバティブ負債額(変動証拠金との相殺前)	20%(注)

利用可能な安定調達額 項目例	算入率
自己資本(残存1年未満のTier 2を除く)	100%
長期負債(残存1年以上)	100%
リテール預金(残存1年未満または満期なし)	95%・90%
事業法人(リテールを除く)からの預金(残存 1年未満または満期なし)	50%
オペレーショナル預金、金融機関からの資金 調達(残存6か月以上1年未満)	
金融機関からの資金調達(残存6か月未満)	0%

(注) 各国の裁量で算入率を5%まで引き下げることができる。

(資料) みずほ総合研究所作成

(7) 実施スケジュール

- 自己資本比率、LCR(流動性カバレッジ比率)は、段階的に実施されており、2019年に完全実施となる予定
- レバレッジ比率・NSFR(安定調達比率)は、国際基準では2018年実施とされているものの、多くの国において実施が遅れている

【 バーゼルⅢテキストの実施スケジュール 】

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
自己資本比率	CET1最低水準	4.5%				
	資本保全バッファ	—	0.625%	1.250%	1.875%	2.5%
	G-SIBsバッファ	—	段階的に導入			1.0%~3.5%
	CET1からの控除項目に係る経過措置	40%	60%	80%	100%	
	Tier 1資本またはTier 2資本に算入できなくなる調達手段	2013年から10年かけて段階的に廃止				
レバレッジ比率	2015年1月:開示開始、~2017年1月:試行期間			第1の柱として実施		
LCR(流動性カバレッジ比率)	60%	70%	80%	90%	100%	
NSFR(安定調達比率)	—			実施		

(注) 全ての日付は1月1日時点。白抜き部分は移行期間。
(資料) みずほ総合研究所作成

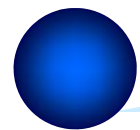
(8) バーゼルⅢテキスト公表後の自己資本比率の見直し

○ バーゼルⅢテキスト公表(2010年12月)後も、自己資本比率の分母(リスクアセット)の計測手法の見直しが継続

【 バーゼルⅢテキスト公表後の自己資本比率の見直し 】

項目	概要	検討状況
銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課	各種リスクアセット計測方法の適用に係る不明確さ等を踏まえ、原則的に用いるルックスルー方式(ファンドの個々の資産の信用リスクアセットを合計。レバレッジも勘案)と、資産把握が難しい場合に用いるマンドート方式(資産構成を保守的に仮定)を策定	2013年12月、最終規則公表
カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法	デリバティブ取引等におけるカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー計測の枠組みにおいて、従来はカレントエクスポージャー方式(CEM)、標準方式(SM)、内部モデルに基づく期待エクスポージャー方式(IMM)のいずれかを用いることとされていたが、CEMとSMに代わる新たな標準的手法(SA-CCR)を開発	2014年3月、最終規則公表
銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課	2012年7月の暫定規則により、それまで資本賦課されていなかった中央清算機関(CCP)向けエクスポージャーに対する資本賦課の枠組みを導入。2014年4月の最終規則では、適格CCP向けエクスポージャーのうちデフォルト・ファンドに関する部分を見直し	2014年4月、最終規則公表
証券化商品の資本賦課枠組みの見直し	2009年7月の「バーゼルⅡの枠組みの強化」での応急的な修正に続く抜本的な見直しとして、①資本賦課水準を保守化、②外部格付への機械的な依存を回避、③資本賦課方式のリスク感応度を向上	2014年12月、最終規則公表
簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い	「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」に、2015年7月に公表された文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」の内容を組み入れるもの	2016年7月、最終規則公表
バーゼルⅢ最終化	リスクアセット計測における過度なばらつきの問題に対処するため、各種リスクアセット計測手法を改訂、標準的手法ベースの資本フロアを導入(詳細は後述)	2017年12月、最終規則公表
FRTB(トレーディング勘定の抜本的見直し)	バーゼル2.5で解決されなかった課題に対処するため、①銀行勘定とトレーディング勘定の境界を見直し、②内部モデルの承認プロセスを改善、③標準的手法と内部モデル方式の間の整合性を向上	検討中 (2022年に実施)

(資料) みずほ総合研究所作成



3. バーゼルⅢ最終化(2017年)

(1) バーゼルⅢ最終化の全体像

- 2013年、バーゼル委は、自己資本比率の分母(リスクアセット)の計測における過度なばらつきの問題に対処する取り組みとしてバーゼルⅢ最終化に着手
- 2017年12月、GHOSはバーゼルⅢ最終化を承認
 - ・ 内部モデルの利用によるリスクアセットの低減を制限するため、各種計測手法を改訂するとともに、標準的手法ベースの資本フロアを導入
 - ・ 2022年から2027年にかけて段階的に実施

【バーゼルⅢ最終化の全体像】

		概要	実施時期	
自己資本比率	信用リスク	標準的手法の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産の区分を格付や担保水準に応じて細分化、リスクウェイト・CCF(オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目)の水準を変更 	2022年 (株式に関する経過措置あり)
		内部格付手法の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 内部モデルの利用を制限 PD(デフォルト確率)・LGD(デフォルト時損失率)等の自行推計値に下限を設定 	2022年
	CVA(信用評価調整)リスクの枠組みの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 内部モデル手法を廃止、デリバティブ取引の規模・特性等に応じた3つの計測手法を用意 	2022年	
	オペレーショナルリスクの枠組みの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 内部モデル手法を廃止、計測手法を一本化 	2022年	
	標準的手法ベースの資本フロアの導入	<ul style="list-style-type: none"> 内部モデルを用いることによってリスクアセットを標準的手法対比で低減させている銀行について、リスクアセット全体の下限を標準的手法のみで算出した額の72.5%に設定 	2022年:50% 2023年:55% 2024年:60% 2025年:65% 2026年:70% 2027年:72.5%	
レバレッジ比率の定義・水準の調整		<ul style="list-style-type: none"> レバレッジ比率バッファ(G-SIBsに対する所要水準の上乗せ)を導入 レバレッジ比率の分母(エクスポージャー)の定義を変更 	既存の定義・水準:2018年 バッファの導入、定義の変更: 2022年	

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ① 全体像

- 新たに導入する資本フロアのベースとなることを踏まえ、保有資産の区分を格付や担保水準に応じて細分化、リスクウェイト・CCF(オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目)の水準を変更
 - ・ 2022年に実施(株式に関する経過措置あり)

【信用リスクに係る標準的手法の改訂】

	現行	改訂後
国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国通貨建ての自国国債は、各国の裁量でRWを0%とすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし
銀行向け債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際基準では、①国債の外部格付、または②相手銀行の外部格付、を参照(RW:20~150%) ・ 本邦規制では、一律20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手銀行の外部格付を参照(RW:20~150%)
事業法人向け債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借手の外部格付を参照(RW:20~150%) ・ 無格付の場合、100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借手の外部格付を参照(RW:20~150%) ・ BBB格のRWを100%から75%に引き下げ ・ 無格付の中小企業のRWを100%から85%に引き下げ
劣後債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行向けの場合、RW:100% ・ 事業法人向けの場合、外部格付を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RW:150%
株式	<ul style="list-style-type: none"> ・ RW:100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RW:250% (2022年から2027年にかけて毎年30%ずつ引き上げ)
リテール (個人等向け債権)	<ul style="list-style-type: none"> ・ RW:75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RW:75% ・ 返済遅延のないクレジットカード債権のRWを75%から45%に引き下げ
住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> ・ LTV\leq100%の場合、RW:35% ・ LTV$>$100%の場合、RW:75% ・ アパートローン等はRW:100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LTVに応じてRW:20%~70%(90%$<$LTV\leq100%の場合、RW:50%) ・ 主な返済原資が賃貸収入の居住用不動産担保債権は、LTVに応じてRW:30%~105%
コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①無条件で取り消し可能:CCF=0% ・ ②その他:CCF=20%・50% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①無条件で取り消し可能:CCF=10% (事業法人向けのうち、借入の都度申込みが必要、実行前に与信判断が可能、等の条件を満たすものは、各国の裁量で規制上のコミットメントの範囲から除外できる) ・ ②その他:CCF=40%

(注) RW:リスクウェイト、CCF:オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目、LTV:担保価値に対する貸出額の比率。
(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ② 事業法人向け債権

- 現行同様、与信先の外部格付を参照してRWを決定するものの、一部の債権についてリスクウェイトを引き下げ
 - ・ 有格付債権についてデューデリジェンス(与信先の評価)を義務付け。必要に応じてより高い区分のリスクウェイトを適用
 - ・ BBB- ~ BBB+の先のリスクウェイトを100%から75%に引き下げ
 - ・ 無格付の中小企業(連結売上高50百万ユーロ以下の事業法人)に対するリスクウェイトを100%から85%に引き下げ(後述の「規制上のリテール向け債権」に該当する場合は75%)

【 事業法人向け債権のリスクウェイト 】

与信先の外部格付		現行	改訂後
AA- ~ AAA		20%	20%
A- ~ A+		50%	50%
BBB- ~ BBB+		100%	75%
BB- ~ BB+			100%
BB- 未満		150%	150%
無格付	中小企業	100%	85%
	その他		100%

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ③ 株式、劣後債

- 株式のリスクウェイトを100%から250%に引き上げ、劣後債のリスクウェイトを150%に設定
 - ・ 株式については2022年から2027年にかけて段階的に実施
 - ・ 金融機関発行の株式・劣後債については、意図的な持ち合いである場合や一定額を超える場合、自己資本控除の対象（前述）

【 株式、劣後債のリスクウェイト 】

		現行	改訂後
株式	下記を除く	100%	250%
	投機的な非上場株式		400%
劣後債	金融機関発行	100%	150%
	事業法人発行		

(注) 金融機関発行分については、意図的な持ち合いである場合や一定額を超える場合、自己資本控除の対象。

(資料) みずほ総合研究所作成

【 株式に係る経過措置 】

	株式のリスクウェイト	
	右記を除く	投機的な非上場株式
2022年	100%	100%
2023年	130%	160%
2024年	160%	220%
2025年	190%	280%
2026年	220%	340%
2027年	250%	400%

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ④ リテール向け債権

- 現行と同様、一定の要件を満たす規制上のリテール向け債権のリスクウェイトは75%
 - ・ 規制上のリテール向け債権のうち、追加要件を満たすトランザクター向け債権のリスクウェイトを45%に設定
 - ・ 規制上のリテール向け債権に該当しない場合、個人向け債権のリスクウェイトは100%、中小企業向け債権は事業法人向け債権として扱う

【 規制上のリテール向け債権の要件とトランザクターの要件 】

規制上のリテール向け債権の要件	債務者	個人または中小企業(連結売上高50百万ユーロ以下の事業法人)
	商品	以下のいずれか ① リボルビング型の与信・与信枠(クレジットカード、当座貸越を含む) ② 個人向けのローン・リース(例えば、割賦ローン、自動車ローン・リース、教育ローン、消費者ローン) ③ 中小企業向けの与信枠・コミットメント ※不動産担保ローン、デリバティブ、有価証券は対象外
	金額	一債務者に対する与信総額(注)が1百万ユーロ以下
	小口分散	一債務者に対する与信総額(注)が規制上のリテール向け債権のポートフォリオ全体の0.2%以下
トランザクターの要件		クレジットカード与信枠と当座貸越において、それぞれ以下の者がトランザクターと認められる ①クレジットカード与信枠: 過去12カ月間に返済遅延がない債務者 ②当座貸越: 過去12カ月間に引出実績がない債務者

(注) 信用リスク削減を考慮しないグロスの額。居住用不動産担保債権を除く。

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ⑤ 不動産担保債権

- リスクウェイトの区分をLTV(担保価値に対する貸出額の比率)の水準に応じて細分化
 - ・ 居住用不動産担保債権については、住宅ローンにLTVの水準に応じたリスクウェイト(20%~70%)を設定するとともに、不動産の賃貸・販売収入に依存する債権(一部のアパートローン等)にはより高いリスクウェイト(30%~105%)を設定

【 不動産担保債権のリスクウェイト 】

担保	返済原資	現行		改訂後						
		全額が保全されている場合 (LTV:100%以下)	全額が保全されていない場合	担保・債務者に関する適格要件を満たす場合						左記要件を満たさない場合
居住用 不動産	不動産の賃貸・販売 収入に依存しない (住宅ローン等)	35%	75%	LTV: 50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超	
				20%	25%	30%	40%	50%	70%	債務者のリスクウェイト (規制上のリテール向け債権の場合、75%)
				30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%
商業用 不動産	不動産の賃貸・販売 収入に依存	100%		担保・債務者に関する適格要件を満たす場合						左記要件を満たさない場合
				LTV:60%以下		60%超 80%以下	80%超			
				債務者のリスクウェイト (上限:60%)		債務者のリスクウェイト				
				70%	90%	110%		150%		

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ⑥ コミットメントの空き枠

- 無条件で取り消し可能なコミットメント(一般当座貸越等)の空き枠のCCFを0%から10%に引き上げ
 - ・ CCFとは、オフバランス取引の額を与信相当額に換算するための掛け目のことをいい、コミットメントの空き枠については、 $\text{空き枠} \times \text{CCF} \times \text{リスクウェイト} = \text{リスクアセット}$ となる
 - ・ 事業法人向けコミットメントのうち一定の要件を満たす契約(専用当座貸越)は、各国の裁量で規制上のコミットメントの範囲から除外できる

【コミットメントの空き枠のCCF】

		現行	改訂後
無条件で取り消し可能なコミットメント (一般当座貸越等)		0%	10%
上記以外のコミットメント	原契約期間 1年以内	20%	40%
	原契約期間 1年超	50%	

(資料) みずほ総合研究所作成

【コミットメントの定義と除外できる契約の要件】

コミットメントの定義	信用供与・資産購入・信用代替を行うことを銀行が申し入れ顧客が承諾した契約
事業法人向けコミットメントのうち規制上のコミットメントの範囲から除外できる契約の要件 (全て満たす必要)	① 銀行は枠の設定・維持に関して手数料を受領していない ② 顧客は引き出しの都度、銀行に申し込む ③ 顧客が契約書類上の条件を充足しているかに関係なく、引き出しを拒否することについて銀行に完全な裁量がある ④ 銀行は引き出しの直前に顧客の信用力を評価した上で引き出しの可否を決定

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂 ⑦ 信用リスク削減手法

- 現行と同様、保証・クレジットスワップや預金、金融資産担保がある場合、信用リスク削減手法を適用することにより、所要自己資本を削減できる
 - ・ 今回の改訂では、金融資産担保に係る包括的手法について、①ヘアカット率(ボラティリティ調整のための掛け目)の自行推計を廃止、②ヘアカット率の当局設定値を変更(ソブリンを除く)、③証券金融取引(レポ取引等)について認められているVaRモデル手法を廃止、④中央清算されない証券金融取引における担保のヘアカット率にフロア(下限)を導入(ソブリンを除く)

【 信用リスク削減手法の適用による所要自己資本の削減 】

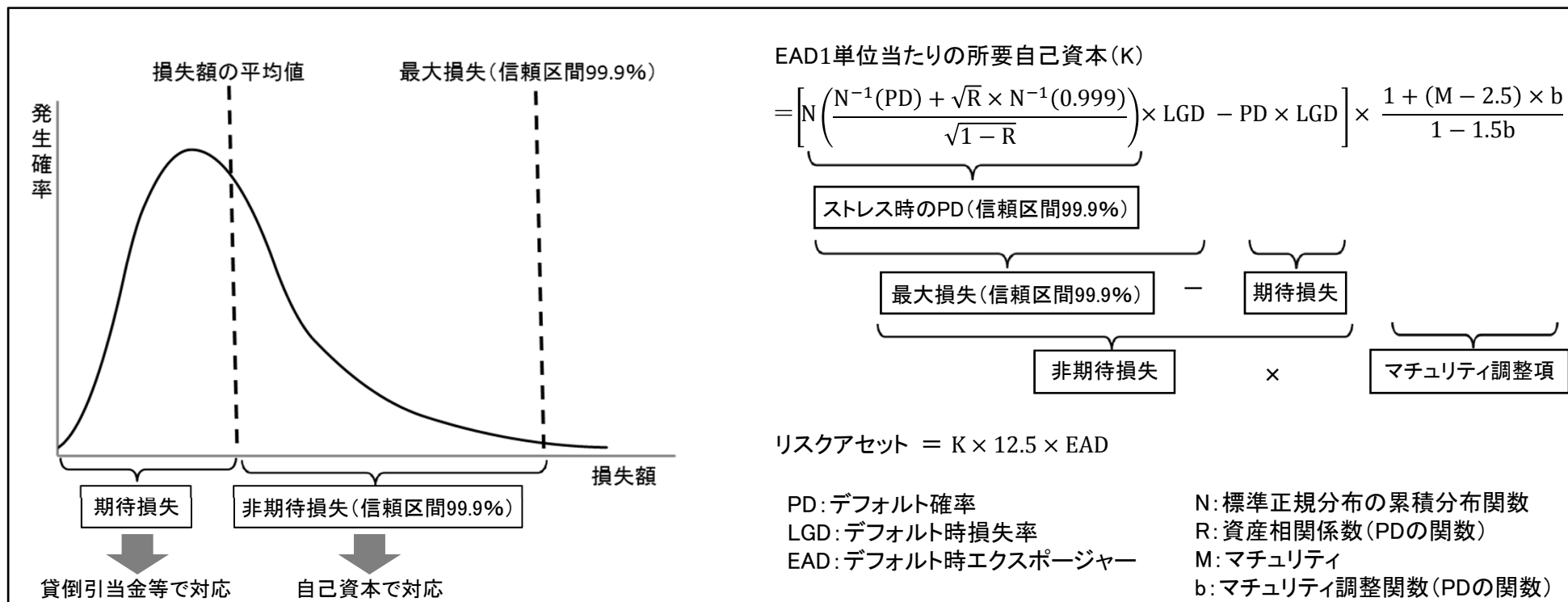
保証・クレジットスワップ	保全部分について債務者のリスクウェイトの代わりに保証者やプロテクションの提供者のリスクウェイトを適用
預金 (オンバランスシートネットイング)	相殺契約下にある貸出金と預金の相殺後の額をエクスポージャー額とする
金融資産担保	銀行が以下の2つの手法から選択 ① 簡便手法: 保全部分について債務者のリスクウェイトの代わりに担保資産のリスクウェイトを適用 ② 包括的手法: エクスポージャー額からボラティリティ調整(ヘアカット)後の担保額を控除

(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 内部格付手法の改訂 ① 内部格付手法とは

- 内部格付手法 (IRB) は、非期待損失と期待損失の測定を基礎とする手法であり、標準的手法 (SA) よりも精緻にリスクアセットを計測できる (IRBの利用には当局による承認が必要)
- ・ 具体的には、①与信先に内部格付を付与、②内部格付毎にPD (デフォルト確率) やLGD (デフォルト時損失率) を推計、③当局設定の計算式に代入、してリスクアセットを算出

【 信用リスクに係る損失への対応のイメージと内部格付手法におけるリスクアセットの計算式 】



(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 内部格付手法の改訂 ② 内部モデルの利用制限

- 大企業・中堅企業向け・金融機関向けの債権についてAIRB（先進的内部格付手法）の利用を廃止するとともに、株式について各種IRBの利用を廃止
 - ・ 現行では多くの資産区分についてAIRBとFIRB（基礎的内部格付手法）の2種類の計測手法が用意されている
- 併せて、IRB利用行に対して全ての資産区分でのIRBの利用を求める原則を廃止し、資産区分ごとのIRBとSAの使い分けを容認（資産区分内でのIRBとSAの使い分けは引き続き不可）

【 計測手法別・入力変数別の自行推計可否 】

計測手法 入力変数	先進的 内部格付手法 (AIRB)	基礎的 内部格付手法 (FIRB)
PD (デフォルト確率)	○	○
LGD (デフォルト時損失率)	○	× (当局設定値を適用)
EAD (デフォルト時 エクスポージャー)	○	× (当局設定値を適用)

(資料) みずほ総合研究所作成

【 適用可能な計測手法 】

資産区分		現行	改訂後
事業法人 向け	大企業・中堅企業 (注1)	AIRB、FIRB、SA	FIRB、SA (AIRBの適用は不可)
	中小企業	AIRB、FIRB、SA	AIRB、FIRB、SA
	特定貸付債権	AIRB、FIRB、スロ ッピング方式、SA	AIRB、FIRB、スロ ッピング方式、SA
金融機関向け		AIRB、FIRB、SA	FIRB、SA (AIRBの適用は不可)
ソブリン向け		AIRB、FIRB、SA	AIEB、FIRB、SA
リテール向け		IRB(注2)、SA	IRB(注2)、SA
株式		PD・LGD方式、 マーケットベース方式	SAのみ (IRBの適用は不可)

(注1) グループ連結ベースの売上高が5億ユーロ超の企業。

(注2) リテール向けエクスポージャーについてはAIRBとFIRBの区別はない。

(注3) IRB: 内部格付手法、AIRB: 先進的内部格付手法、FIRB: 基礎的内部格付手法、SA: 標準的手法。

(資料) みずほ総合研究所作成

(3) 内部格付手法の改訂 ③ インプットフロアの設定

- PD(デフォルト確率)・LGD(デフォルト時損失率)等の入力変数を自行推計する場合の入力変数の下限(インプットフロア)を引き上げ・設定
 - ・ PDについては、事業法人・リテール・金融機関向けはフロアを現行の3bpから引き上げる一方、ソブリン向けは引き続きフロアなし

【改訂後のインプットフロア】

資産区分		PDのフロア	LGDのフロア		EADのフロア	
			無担保	有担保		
事業法人向け		5bp	25%	担保種類による ・金融資産:0% ・売掛債権、不動産:10% ・その他資産:15%	以下の合計額 ① バランスシート上の額 ② SAのCCFに基づくオフバランス項目の与信相当額の50%	
リテール向け	住宅ローン	5bp	—	5%		
	適格リボルビング	トランザクター	5bp	50%		—
		リボルバー	10bp	50%		—
	その他		5bp	30%		担保種類による ・金融資産:0% ・売掛債権、不動産:10% ・その他資産:15%
金融機関向け		5bp	— (AIRBの適用なし)			
ソブリン向け		— (フロアなし)				
株式		— (IRBの適用なし)				

(注) PD: デフォルト確率、LGD: デフォルト時損失率、EAD: デフォルト時エクスポージャー、bp: ベーシスポイント(0.01%)、AIRB: 先進的内部格付手法、IRB: 内部格付手法。
 (資料) みずほ総合研究所作成

(3) 内部格付手法の改訂 ④ FIRBにおける当局設定LGDの引き下げ

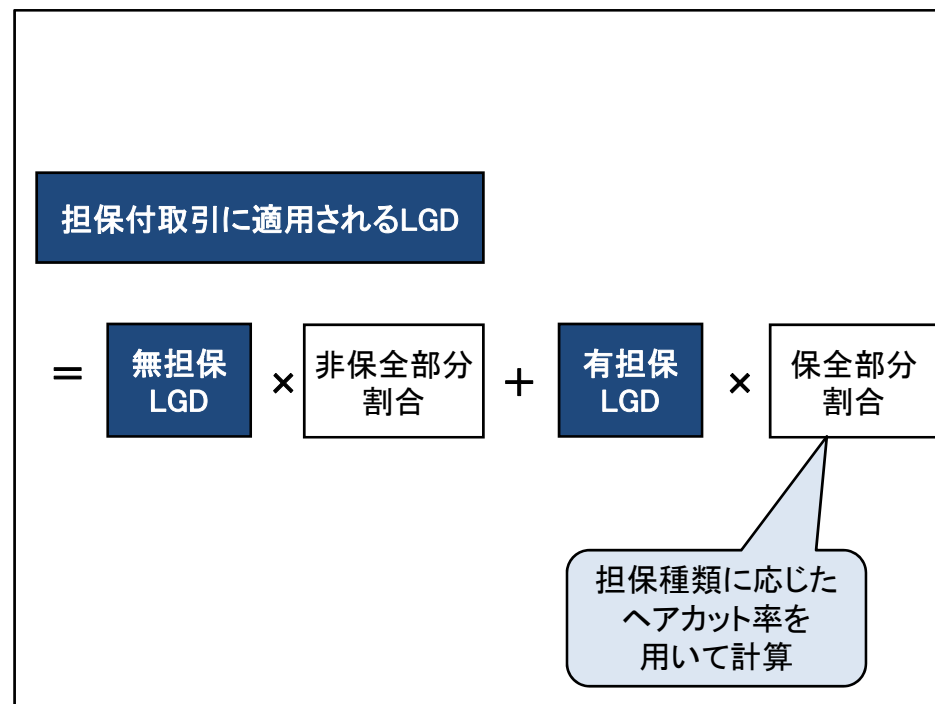
- ヘアカット率(担保価値の割引率)の引き上げ等を踏まえ、FIRB(基礎的内部格付手法)における当局設定LGD(デフォルト時損失率)を引き下げ
 - ・ 担保付取引に適用されるLGDは、非保全部分に適用される無担保LGDと保全部分に適用される有担保LGDの加重平均

【 FIRBにおける当局設定LGD、ヘアカット率 】

		債権/担保の種類		現行	改訂後
当局設定LGD	無担保LGD	シニア債権	事業法人向け	45%	40%
			金融機関・ソブリン向け		45%
		劣後債権		75%	75%
	有担保LGD	金融資産担保		0%	0%
		売掛債権担保	不動産担保	35%	20%
不動産担保					
その他担保		40%	25%		
ヘアカット率 (担保価値の割引率)	金融資産		標準的手法のヘアカット	標準的手法のヘアカット	
	売掛債権		20%	40%	
	不動産		28.6%		
	その他				

(資料) みずほ総合研究所作成

【 担保付取引に適用されるLGD 】

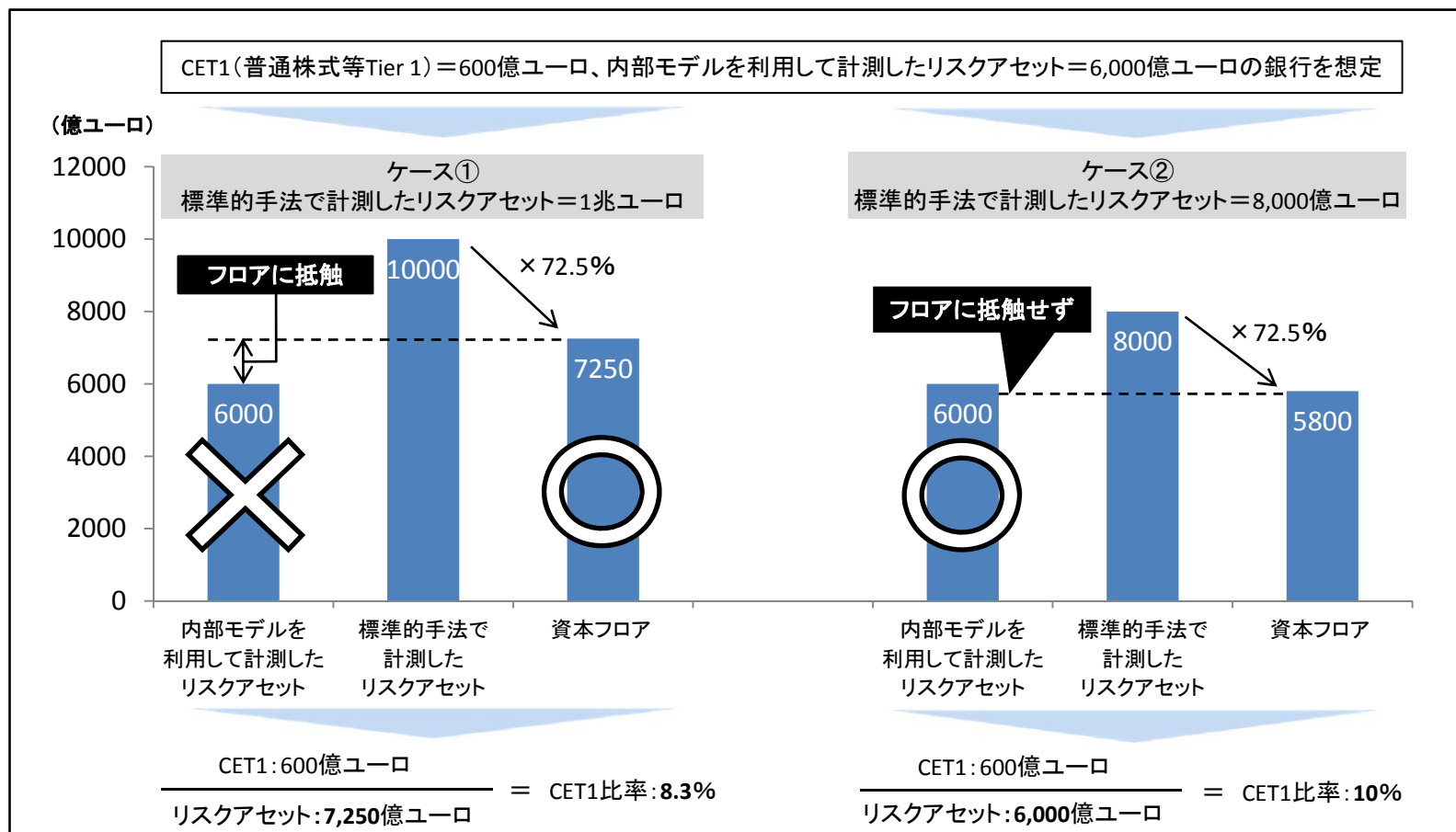


(資料) みずほ総合研究所作成

(4) 標準的手法ベースの資本フロアの導入

- 内部モデルを用いることによってリスクアセットを標準的手法対比で低減させている銀行について、リスクアセット全体の下限を標準的手法のみで算出した額の72.5%に設定
 - ・ 2022年から2027年にかけて段階的に実施

【 資本フロアのシミュレーション 】



(資料) みずほ総合研究所作成

(5) 信用リスク計測の見直しの影響

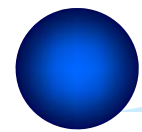
- バーゼルⅢ最終化における信用リスク計測の見直しによる銀行のリスクアセットに対する影響は、採用している計測手法や資本フロアへの抵触の有無によって銀行ごとに異なる

【銀行別の信用リスク計測の見直しの影響】

		影響の大きい 見直し項目	リスクアセットへの影響の具体例		
			影響が及ぶ資産	影響する要因	影響の方向
SA採用行		SA改訂	BBB格の事業法人向け債権、 外部格付の無い中小企業向け債権	RWが低下	リスクアセット 減少
			トランザクター向け債権		
		SA改訂	LTV:80%超100%以下の住宅ローン、 一部のアパートローン	RWが上昇	リスクアセット 増加
			政策保有株式、銀行発行の劣後債		
IRB 採用行	資本フロアに 抵触しない場合	IRB改訂	大企業・中堅企業向け債権	AIRBの適用が不可、PDのフロアが上昇	
			金融機関向け債権		
	政策保有株式	IRBの適用が不可、新SAによる計測値が現行IRBによる計測値に比べて著しく大きい可能性			
資本フロアに 抵触する場合	資本フロアの 導入	内部格付の高い事業法人向けの債権 (特に外部格付が無い場合)	新SAによる計測値が現行IRBによる計測値に比 べて著しく大きい可能性		
		住宅ローン			
		政策保有株式			
全行共通		—	無条件で取り消し可能なコミットメント (一般当座貸越等)	CCFが上昇	

(注) SA:標準的手法、IRB:内部格付手法、AIRB:先進的内部格付手法、RW:リスクウェイト、CCF:オフバランス取引の額と与信相当額に換算するための掛け目、LTV:担保価値に対する貸出額の比率、PD:デフォルト確率。

(資料) みずほ総合研究所作成



4. その他のバーゼル規制の強化

(1) IRRBB(銀行勘定の金利リスク) ① 国際基準

- 2013年春、バーゼル委は、IRRBB(銀行勘定の金利リスク)に対する規制の強化について、検討を開始
 - ・ IRRBBとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の経済価値または収益が変動するリスク
 - ・ 規制強化の目的は、①トレーディング勘定に対する規制との平仄の確保、②将来の金利上昇に対する備え
- 2016年4月、バーゼル委は、最終文書「銀行勘定の金利リスク」を公表
 - ・ IRRBBを自己資本比率の分母に算入する「第1の柱案」を退け、従来の監督対応の深化を図る「第2の柱案」を採用
 - ・ 2018年に実施

【バーゼル委「銀行勘定の金利リスク」(2016年4月)の概要】

		従来の基準(2004年ガイドライン)	最終文書(2016年4月)
ショック シナリオ	シナリオ数	2シナリオ(上方/下方パラレルシフト)	6シナリオ(上方/下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇/低下) ※スティープ化:短期金利低下+長期金利上昇 ※フラット化:短期金利上昇+長期金利低下
	ショック幅	①200bp または ②過去5年の1%/99%タイル値	<ul style="list-style-type: none"> • 日本円:100bp(パラレルシフト・短期金利・長期金利) • 米ドル:200bp(パラレルシフト)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) • 英ポンド:250bp(パラレルシフト)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) • ユーロ:200bp(パラレルシフト)、250bp(短期金利)、100bp(長期金利)
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1+Tier 2の20%	Tier 1の15% <ul style="list-style-type: none"> • 各国の裁量で追加的な基準を設定できる(例えば、自己資本のうち規制資本を上回る余剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比など)
当局による対応		<ul style="list-style-type: none"> • 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない • 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、①リスクの削減、②資本増強、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施 • レビューの結果も踏まえ、リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうち1つの措置を採るよう求めなければならない ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメータ制限、④リスク管理向上
定量的開示		経済価値または期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)	<ul style="list-style-type: none"> • 経済価値(6シナリオ毎)および期間収益の変動額をTier 1の額と対比する形で開示 • コア預金の平均・最長満期

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(1) IRRBB(銀行勘定の金利リスク) ② 本邦規制

- 本邦では、IRRBBの国内規制を国際統一基準行だけでなく国内基準行にも適用
 - ・ 金融庁は、重要性テストに抵触した銀行に対して追加的な分析を行い、必要な場合には深度ある対話を実施する方針

【IRRBB本邦規制のポイント】

	国際統一基準行	国内基準行(注1)
実施時期	2018年3月	2019年3月
オフサイトモニタリングに基づく早期警戒	監督当局は、重要性テストに抵触した銀行に対してオフサイトモニタリングデータの追加分析を行い、必要な場合に深度ある対話を実施(注2)。深度ある対話の結果、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、業務改善命令を発出	
重要性テスト	下記金利ショックシナリオに基づき計算される Δ EVE(注3)のうちの最大値が下記基準値を超える銀行は、オフサイトモニタリングデータの追加分析の対象	
金利ショックシナリオ	①上方パラレルシフト、②下方パラレルシフト、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利上昇、⑥短期金利低下	①上方パラレルシフト、②下方パラレルシフト、③スティープ化
基準値	Tier 1の15%	コア資本の20%
オフサイトモニタリングデータの追加分析	監督当局は、重要性テストに抵触した銀行に対して、「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」の関係を基本的な着眼点としつつ、収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行い、深度ある対話の必要性を判断	
定量的開示	①上記金利ショックシナリオ(6シナリオ)に基づく Δ EVE(注3)、上方パラレルシフト・下方パラレルシフトに基づく Δ NII(注3)をTier 1の額と対比する形で開示	上方パラレルシフト・下方パラレルシフトに基づく Δ EVE(注3)と Δ NII(注3)をコア資本の額と対比する形で開示

(注1) 国内基準行向けの金利ショックシナリオや定量的開示の要件については、金融庁が2018年6月に公表した案をもとに記載。

(注2) ゆうちょ銀行については、国債等の安全資産の保有が義務付けられているという特殊事情を適切に勘案することとされている。

(注3) Δ EVE: 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額、 Δ NII: 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額。

(資料) みずほ総合研究所作成

(1) IRRBB(銀行勘定の金利リスク) ③ 銀行への影響

- ΔEVE(銀行勘定の金利リスクのうち金利ショック時の自己資本の経済価値の減少額)が監督上の基準値を超える銀行は、当局による対応の対象となる
 - ・ 一般的に銀行では、資産の方が負債よりも満期や金利更改までの期間が長いことから、金利上昇時には、資産の方が負債よりも現在価値が大きく減少し、結果として自己資本の経済価値が減少する
- 金利リスクが自己資本対比大きい銀行を中心に、①満期までの期間の長い債券への投資、②外国債券への投資、③長期の固定金利貸出、の削減等の対応がとられる可能性

【金利上昇による銀行のバランスシートの変化(イメージ)】

資産の 現在価値 100 ・貸出 ・有価証券 ⋮	負債の 現在価値 80 ・預金 ・社債 ⋮	金利上昇	資産の 現在価値 90 (10%減少)	負債の 現在価値 76 (5%減少)
			自己資本の 経済価値 20	自己資本の 経済価値 14

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

【主な資産・負債の期間と規制強化の影響】

		満期/金利更改までの期間		
		~1年	1年~10年	10年~
資産	代表例	・変動金利貸出	・国債・社債の保有 ・固定金利貸出	・固定金利貸出 (固定金利の住宅ローン等)
	規制強化の影響(注1)	← 短期化のインセンティブが働く		
負債	代表例	・非コア預金(注2) ・短期金融市場からの調達	・コア預金(注2) ・社債による調達	
	規制強化の影響(注1)	→ 長期化のインセンティブが働く		

(注1) 金利ショックシナリオのうち上方パラレルシフトにおいて金利リスクが最大となる銀行の場合。

(注2) コア預金とは、流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金のことをいう。

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 大口エクスポージャー規制の強化

- 2014年4月、バーゼル委は、最終規則文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」を公表
 - ・ バーゼル委ガイダンス「大口エクスポージャーの測定と管理」(1991年)に代わるもの
 - ・ ①自己資本比率では考慮されていない集中リスクへの対処、②G-SIBs間のリスク伝播の軽減、等を目的として、一つの債務者グループに対する信用供与に限度額を設けるもの
 - ・ 2019年1月に開始予定(経過措置なし)

【 大口エクスポージャー規制の概要 】

「実質的支配関係」(議決権の保有等)および「経済的相互依存関係」(資金繰り面の依存等)の有無に基づき債務者グループを特定(受信者合算)

一つの債務者グループに対するエクスポージャー

$\leq 25\%$

Tier 1

G-SIBs間は15%

(資料) みずほ総合研究所作成

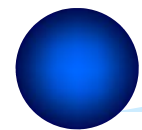
(3) ステップイン・リスクの特定と管理

- 2017年10月、バーゼル委は、「ガイドライン:ステップイン・リスクの特定と管理」の最終文書を公表
- シャドーバンキング規制の一環として、シャドーバンキング事業体の危機が銀行に波及するリスクの軽減を図るもの
 - ・ ステップイン・リスクとは、銀行が危機に陥った非連結の事業体を契約上の義務を超えて支援せざるを得なくなるリスク。先般の金融危機時に、銀行がこうした事業体を救済した事例あり
- 具体的には、銀行に対してステップイン・リスクの自己評価と監督当局への報告を求めるとともに、監督当局に対してその検証と対応の決定を求めており、バーゼル委は、各国に対して2020年までの実施を要求

【「ステップイン・リスクの特定と管理」の概要】

銀行によるステップイン・リスクの自己評価と監督当局への報告
<ol style="list-style-type: none">1. 事業体との関係を踏まえてステップイン・リスクを評価すべき事業体を選定2. 法令により支援できない事業体や重要性の低い事業体を除外3. 残った事業体をステップイン・リスクの指標を用いて判定4. 重大なステップイン・リスクが存在すると判定された事業体について、流動性・自己資本への潜在的な影響を推計し、適切なリスク管理上の措置を決定5. 上記ステップイン・リスクの自己評価を監督当局に報告
監督当局の対応
<ol style="list-style-type: none">6. 銀行の自己評価を検証し、追加的な対応の要否を決定

(資料) みずほ総合研究所作成



5. too-big-to-fail問題対策

(1) too-big-to-fail問題対策の全体像

- 先般の金融危機で表面化したtoo-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)問題を受け、金融安定理事会(FSB)は、大規模で複雑な金融機関の①破綻可能性の低減、②破綻時の金融システム不安定化・納税者負担の回避、に向けた施策を推進
- 各国において取り組みが進展しているものの、バйлイン(破綻処理における債権者への負担賦課)・クロスボーダー破綻処理の実効性の確保が課題として残存

【 too-big-to-fail問題と対策 】

too-big-to-fail問題

- too-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)とは、金融システムの安定が損なわれるため、大規模で複雑な金融機関を破綻させられない状態のこと
- そのような金融機関を公的資金によって救済した場合、納税者負担が発生する可能性がある
- また、救済されることへの期待が、大規模で複雑な金融機関による過大なリスクテイクや不当に低利での資金調達を助長している可能性がある(金融機関のモラルハザード)

too-big-to-fail問題対策

SIFIs(システム上重要な金融機関)の指定

破綻した場合に金融システムの安定性に与える影響が大きい大規模で複雑な金融機関をSIFIsとして指定

G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)バッファ

G-SIBsが資本不足に陥る可能性や銀行の巨大化へのインセンティブを低減するため、G-SIBsに対して追加的にCET1を確保するよう求める規制

実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性

金融システムの不安定化や納税者負担を伴わないSIFIsの秩序ある破綻処理を可能とするための取り組み

TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)

G-SIBsの破綻時の損失吸収力を高めるため、破綻時に元本削減・株式転換等が可能な負債等を十分に確保するよう求める規制

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) SIFIs(システム上重要な金融機関)の指定

- FSBは、バーゼル委やIAIS(保険監督者国際機構)とともに、破綻した場合に金融システムの安定性に与える影響が大きい金融機関を選定するため、G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)とG-SIIs(グローバルなシステム上重要な保険会社)の選定手法を策定。定期的に選定作業を行い選定結果を公表
 - ・ D-SIBs(国内のシステム上重要な銀行)については、バーゼル委が策定した枠組みに沿って、各国において選定

【 SIFIsの選定手法に係る作業の状況 】

	グローバルなシステム上重要な金融機関	国内のシステム上重要な金融機関
銀行	<ul style="list-style-type: none"> • 2011年11月、バーゼル委がG-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)の選定手法を公表 • 2011年11月より、FSBがG-SIBsのリストを年次公表 • 2013年7月、選定手法を改訂 • 2018年7月、選定手法を改訂 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012年10月にD-SIBs(国内のシステム上重要な銀行)の枠組みを公表
保険会社	<ul style="list-style-type: none"> • 2013年より、FSBは、G-SIIs(グローバルなシステム上重要な保険会社)のリストを公表 • 2016年6月、選定手法を改訂 	

(資料) みずほ総合研究所作成

(3) G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)バッファ

- 2011年11月以降、FSBはG-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)のリストを毎年公表
 - ・ 規模、相互関連性、代替可能性、国際的活動、複雑性の5つのカテゴリーに対応した12の指標をスコア化して選定
- G-SIBsに対する追加的な資本賦課としてG-SIBsバッファを導入(2016年から2019年にかけて段階的に実施)
 - ・ 自己資本比率におけるCET1の所要水準について、金融システムにとっての重要性に応じて1.0%~3.5%を上乗せ
- レバレッジ比率におけるG-SIBsに対する追加的な資本賦課として、レバレッジ比率バッファを導入(2022年実施)
 - ・ レバレッジ比率の所要水準について、自己資本比率におけるG-SIBsバッファ(%)の半分の水準(%)を上乗せ

【 G-SIBs全30行のリスト(2017年11月時点) 】

バケット	グループ数	銀行グループ名	G-SIBsに対する上乗せの水準	
			自己資本比率	レバレッジ比率
5	0	—	3.5%	1.75%
4	1	【米国】JPモルガン・チェース	2.5%	1.25%
3	4	【米国】シティグループ、バンク・オブ・アメリカ 【英国】HSBC 【ドイツ】ドイツ銀行	2.0%	1.00%
2	8	【米国】ゴールドマン・サックス、ウェルズ・ファーゴ 【英国】バークレイズ 【フランス】BNPパリバ 【中国】中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行 【日本】三菱UFJ	1.5%	0.75%
1	17	【米国】モルガン・スタンレー、BNYメロン、ステート・ストリート 【カナダ】ロイヤル・バンク・オブ・カナダ 【英国】RBS、スタンダード・チャータード 【フランス】クレディ・アグリコル、ソシエテ・ジェネラル 【スイス】クレディ・スイス、UBS 【イタリア】ユニクレディット 【スペイン】サンタンデール 【オランダ】ING 【スウェーデン】ノルデア 【中国】中国農業銀行 【日本】みずほ、三井住友	1.0%	0.50%

(資料) みずほ総合研究所作成

(4) 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 ① FSBの取り組み

- 2011年10月、FSBは、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を策定。各国における取り組みを促進
 - ・ SIFIs(システム上重要な金融機関)について金融システムの不安定化や納税者負担を伴わない秩序ある破綻処理を可能とするための施策をまとめたもの
- このほか、FSBは、ISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)とともに、クロスボーダー破綻処理の障害を取り除くため、クロスボーダー破綻処理におけるデリバティブ契約やレポ・証券貸借取引の早期解約条項の発動停止措置の対外的効力を確保するための取り組み(G-SIBsによるISDAのプロトコルの採用等)を推進

【 FSB「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年10月)の概要 】

- 各国の破綻処理制度の改善(各国当局が有すべき破綻処理の権限を整理)
- G-SIFI(グローバルなシステム上重要な金融機関)ごとに再建・破綻処理計画(RRP)を策定
- G-SIFIごとに破綻処理のしやすさ(resolvability)を評価
- G-SIFIごとに危機管理グループ(CMG。母国当局及び主要な現地国当局が参加)を設置
- 破綻処理コストの負担方式としてベイルイン(債権者への負担賦課)を提唱

(資料) みずほ総合研究所作成

(4) 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 ② 各国の取り組み

- 各国は、FSB「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年10月)を受けて、破綻処理制度の整備やG-SIFIsの再建・破綻処理計画の策定を進めている

【 各国における破綻処理制度の整備、G-SIFIsの再建・破綻処理計画の策定に向けた取り組み 】

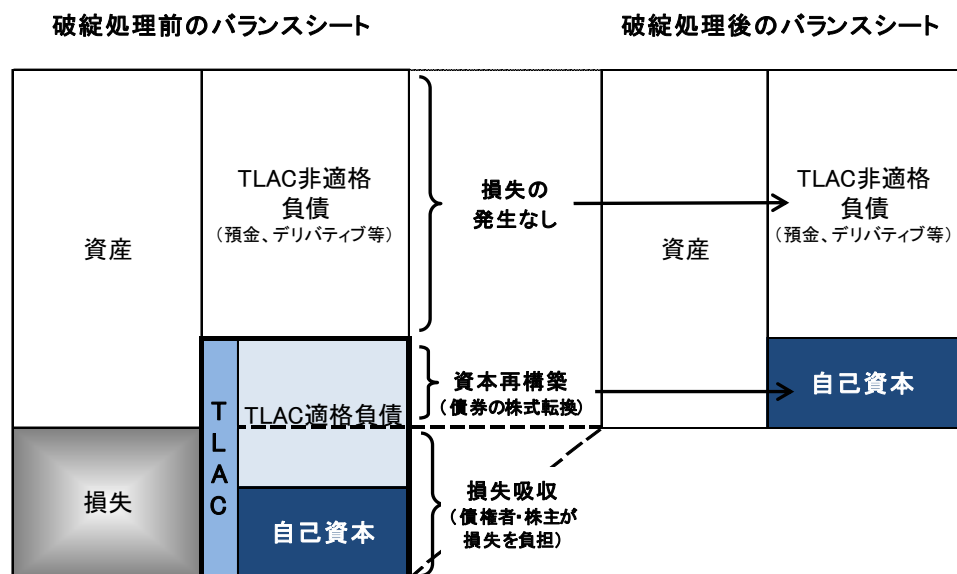
米国	<ul style="list-style-type: none"> • 2010年7月に成立したドッド・フランク法により、OLA(秩序立った清算権限)を導入 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムに影響を与えうる預金保険対象外の金融会社(資産500億ドル以上の銀行持株会社、ノンバンクSIFIs、その他の金融会社)が対象 ✓ FDIC(米連邦預金保険公社)が、管財人として、ブリッジ金融会社設立等、銀行破綻処理とほぼ同等の権限を行使 • 同じくドッド・フランク法により、大規模な金融機関に対し、破綻時を想定した対応計画(いわゆるリビング・ウィル)の当局宛提出と定期的な更新を義務付け • 2014年9月にFRB(連邦準備制度理事会)が米国大手銀行持株会社8社に対して再建計画(Recovery Plan)の作成を要請したほか、2016年9月にOCC(通貨監督庁)が大規模な銀行向けの再建計画作成に係る最終ガイドラインを公表
EU	<ul style="list-style-type: none"> • 2014年5月、銀行再建・破綻処理指令(BRRD:Bank Recovery and Resolution Directive)を採択。2015年1月適用開始 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 破綻処理権限(他銀行への事業売却、ブリッジバンクの設立、ベイルイン等)を各国当局に付与 ✓ システム上重要な金融機関ごとに再建・破綻処理計画を策定
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 2013年金商法等改正において、「金融機関の秩序ある処理の枠組み」を導入 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象は、預金取扱金融機関・保険会社・証券会社・金融持株会社およびその子会社 ✓ 債務超過の場合、重要な市場取引等を承継金融機関に引き継ぎ、履行を確保しつつ、破産法制に基づき金融機関を処理 • 金融庁は、平成27事務年度金融行政方針において、①G-SIBsに対して再建計画の策定・改訂を求める方針や、②当局において処理計画の策定に向けた取り組みを進める方針、を表明

(資料) みずほ総合研究所作成

(5) TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保) ① TLACとは

- 2015年11月、FSBは、G-SIBsを対象とする国際基準であるTLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)に合意
 - ・ 金融システムの不安定化や納税者負担を伴わない秩序ある破綻処理を可能とする観点から、G-SIBsのバйлイン(破綻処理における債権者への負担賦課)による破綻処理の促進が目的
- G-SIBsに対して十分な外部TLAC(バーゼルⅢ適格自己資本やTLAC適格負債が算入される)の確保を求める規制
 - ・ 外部TLACには、バーゼルⅢの自己資本比率における自己資本(バーゼルⅢ適格自己資本)や破綻時に元本削減や株式転換によって損失を吸収できる負債(TLAC適格負債)が算入される

【 TLACを用いた破綻処理のイメージ 】



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

【 TLAC適格負債の必要条件 】

- 除外債務(※1)以外の負債(普通社債等)
- 破綻処理エンティティ(※2)が発行・維持
- グループ内から調達していない
- 債権の優先順位が除外債務よりも劣後(※3)
- 無担保
- 満期までの期間が1年以上 他

※1 除外債務・・・預金保険対象預金、デリバティブから生じる負債、仕組債等

※2 破綻処理エンティティ・・・各G-SIBの破綻処理戦略に沿って当局による破綻処理手段(資産移転、債務の元本削減等)が適用されるエンティティ

※3 劣後要件・・・以下のいずれかの方法によって充足する必要

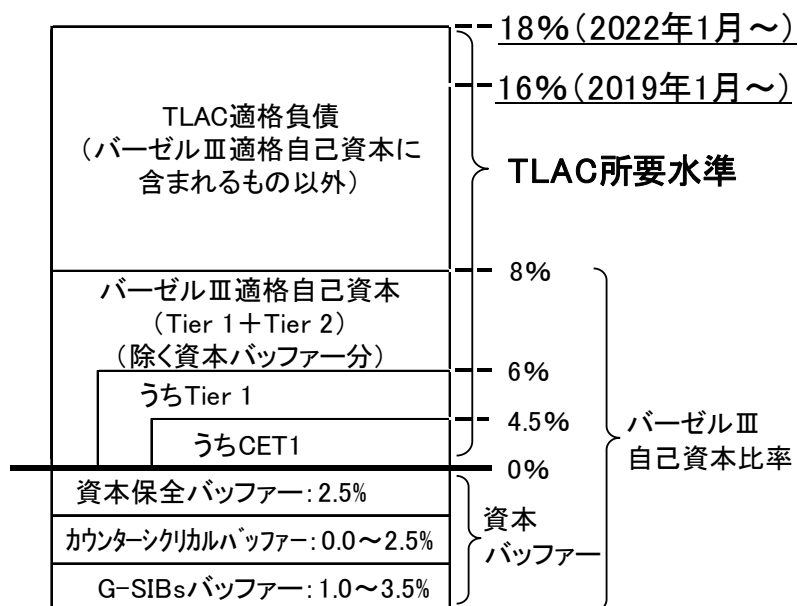
- ① 契約によって劣後させる方法
- ② 各国の法令に基づき劣後させる方法
- ③ 除外債務の少ない持株会社等の破綻処理エンティティが発行・維持することによって劣後させる方法

(資料) みずほ総合研究所作成

(5) TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保) ② 外部TLACの所要水準

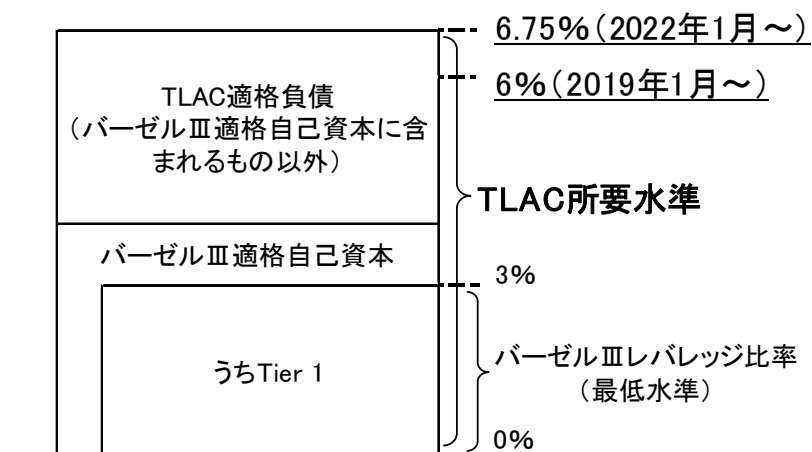
- TLACは、2段階で実施される予定(第1段階:2019年1月～、第2段階:2022年1月～)
 - ・ 中国をはじめとする新興国のG-SIBsについては、第1段階・第2段階の開始がそれぞれ遅くとも2025年1月・2028年1月
- 外部TLACの所要水準は、バーゼルⅢの自己資本比率の分母であるリスクアセット対比で18%(第1段階は16%。資本バッファ一分は算入不可)、バーゼルⅢのレバレッジ比率の分母対比で6.75%(第1段階は6%)
 - ・ 破綻処理費用を拠出する当局からG-SIBsの資本再構築に関する事前の信頼できるコミットメントがある場合、リスクアセットの3.5%相当額(第1段階は2.5%相当額)をTLACに加算することができる(日本のG-SIBsを念頭に置いた特例)

【 リスクアセットに対する所要水準 】



(資料) みずほ総合研究所作成

【 レバレッジ比率の分母に対する所要水準 】

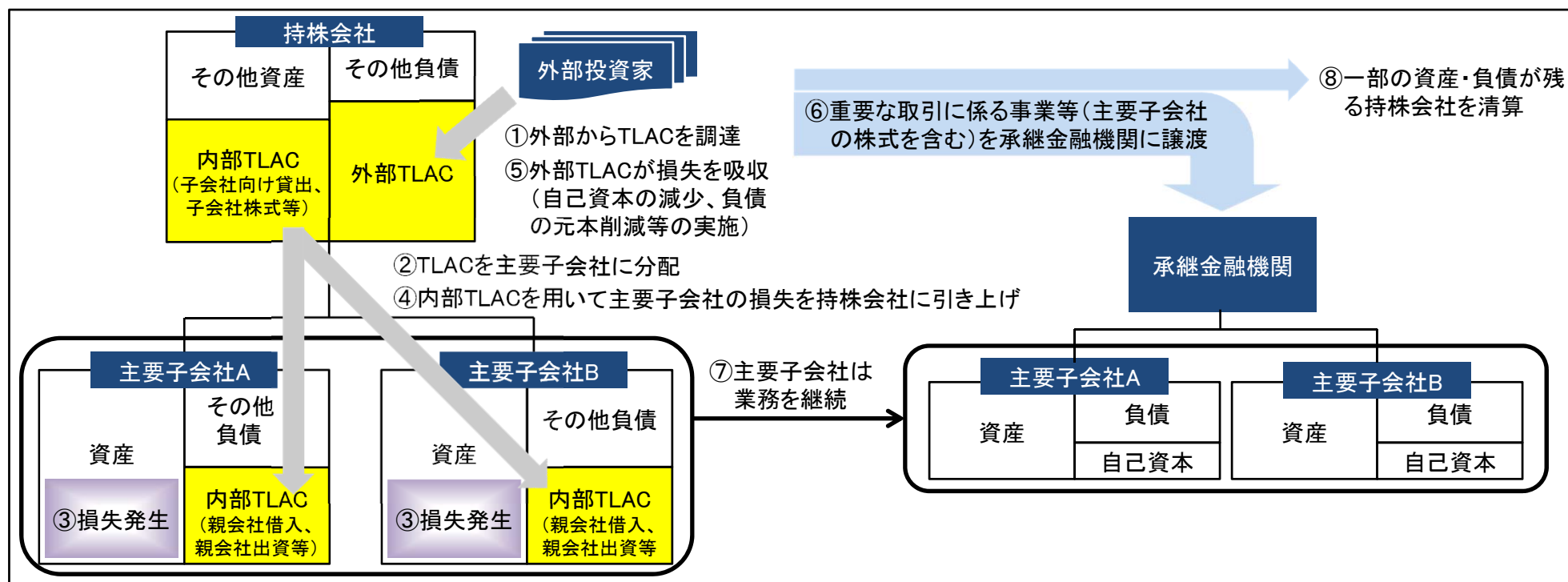


(資料) みずほ総合研究所作成

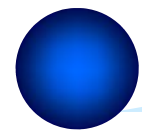
(5) TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保) ③ 内部TLACの分配

- G-SIBsの破綻処理対象会社(持株会社等)は、外部から調達したTLACを海外の主要子会社に対して内部TLACとして分配することが求められる。また、各国当局は、管轄する破綻処理対象会社に対して、国内の主要子会社にも内部TLACを分配するよう求めることが認められている
- ・ 内部TLACの適格要件は発行体・保有者要件を除いて基本的に外部TLACと同じ。具体的な形態としては、持株会社から主要子会社への貸付や持株会社による主要子会社株式の保有が挙げられる

【 TLACを用いた破綻処理の例 】



(資料)金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

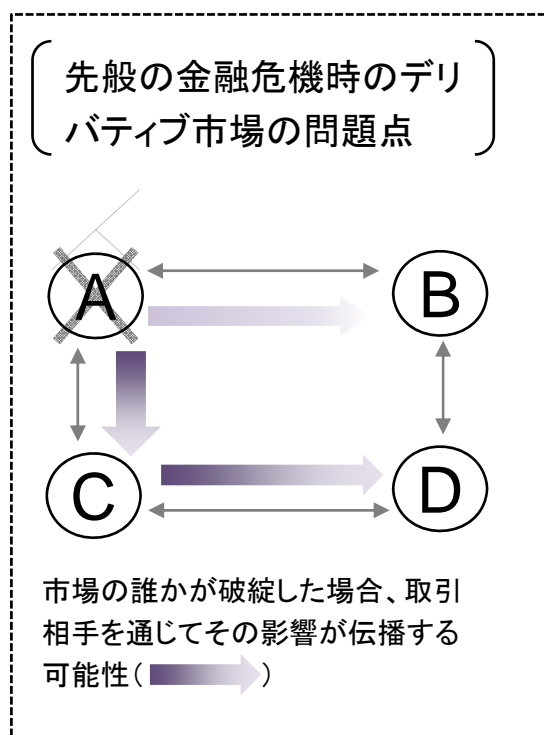


6. 店頭デリバティブ市場改革

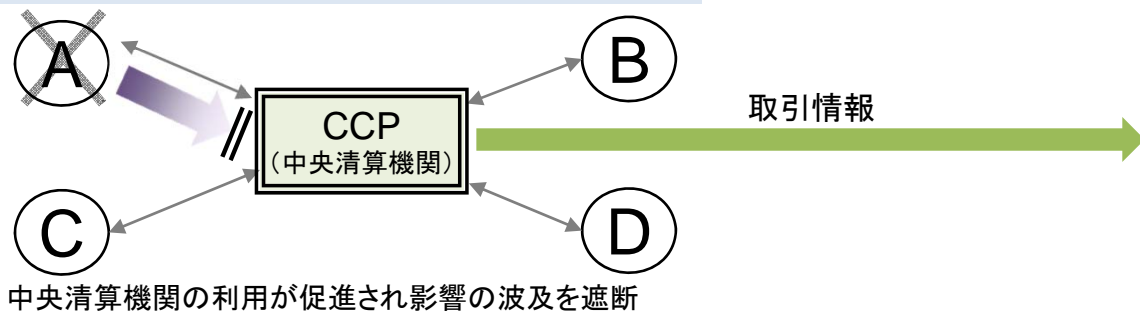
(1) 店頭デリバティブ市場改革

- リーマン・ショック時に、CDS(クレジットデフォルトスワップ)等の店頭デリバティブの市場において、カウンターパーティリスクが高まったことにより急速な金融危機の伝播が見られた反省を踏まえ、店頭デリバティブ市場の透明性・安定性を改善
 - ・ 主な内容は、①標準化された取引のCCP(中央清算機関)への清算集中、②標準化された取引の取引所または電子取引基盤を通じた取引、③TR(取引情報蓄積機関)への報告、④中央清算されない取引に係る証拠金規制

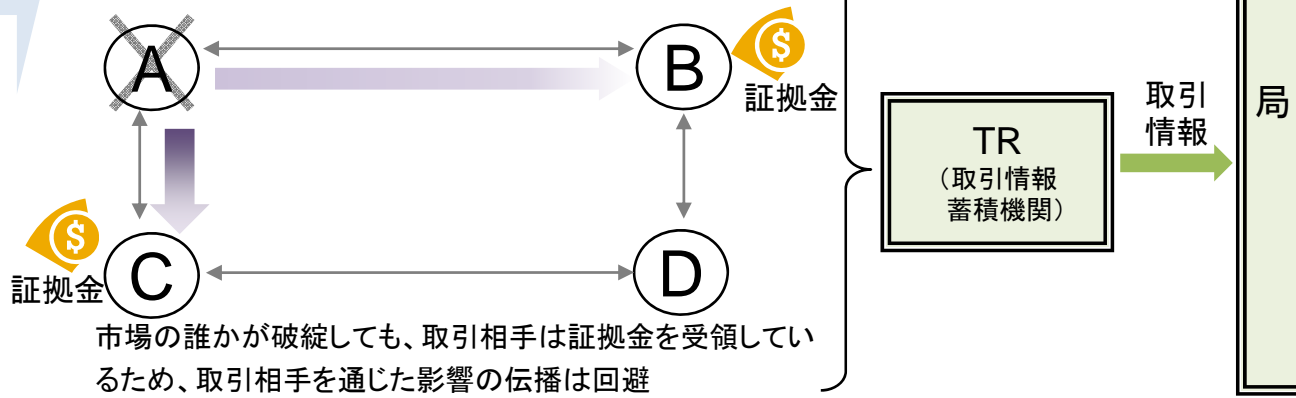
【店頭デリバティブ市場改革のイメージ】



① 清算集中義務(標準化された取引)



② 証拠金規制(中央清算されない取引)



市場の誰かが破綻しても、取引相手は証拠金を受領しているため、取引相手を通じた影響の伝播は回避

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

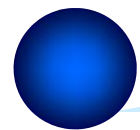
(2) 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

- 2013年9月、バーゼル委とIOSCOが「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終枠組み」を公表
 - ・ 2015年3月、バーゼル委とIOSCOは枠組みを改訂
 - 実施時期を9カ月延期。2016年9月1日からの段階的導入に変更(改訂前は2015年12月1日からの段階的導入)
 - 各国規制の調和に向けて当局・業界間の調整を続けていく方針を表明

【バーゼル委・IOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終枠組み」(2013年9月)の概要】

対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央清算されない全てのデリバティブ取引 (現物決済型為替スワップ・フォワード取引は本枠組みの対象外)
対象主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融機関」・「システム上重要な非金融機関」(範囲は各国が判断)同士が行う対象取引について、変動証拠金・当初証拠金を授受 ・ ただし、当初証拠金については、一定の閾値(中央清算されないデリバティブ取引の想定元本が80億ユーロ)を超える主体に対象を限定
変動証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブ取引の時価(勝ちポジション・負けポジション)に応じて授受 ・ 十分に高い頻度(例えば日次)で計算し、支払い
当初証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引相手が破綻した際にポジションを再構築するまでに生じると想定される時価変動をカバー ・ 取引開始時等に相互に授受し、分別管理 ・ 当初証拠金の計算は、当局により承認されたモデルまたは国際基準に示されている標準表を利用
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動証拠金: 2016年9月1日から2017年3月1日にかけて段階的に導入※ ・ 当初証拠金: 2016年9月1日から2020年9月1日にかけて段階的に導入※ <p>※中央清算されないデリバティブ取引の想定元本が3兆ユーロ以上の適用主体同士の取引から順次導入</p>

(注) 実施時期については2015年3月のバーゼル委・IOSCOによる枠組みの改訂を踏まえた内容。
(資料) みずほ総合研究所作成

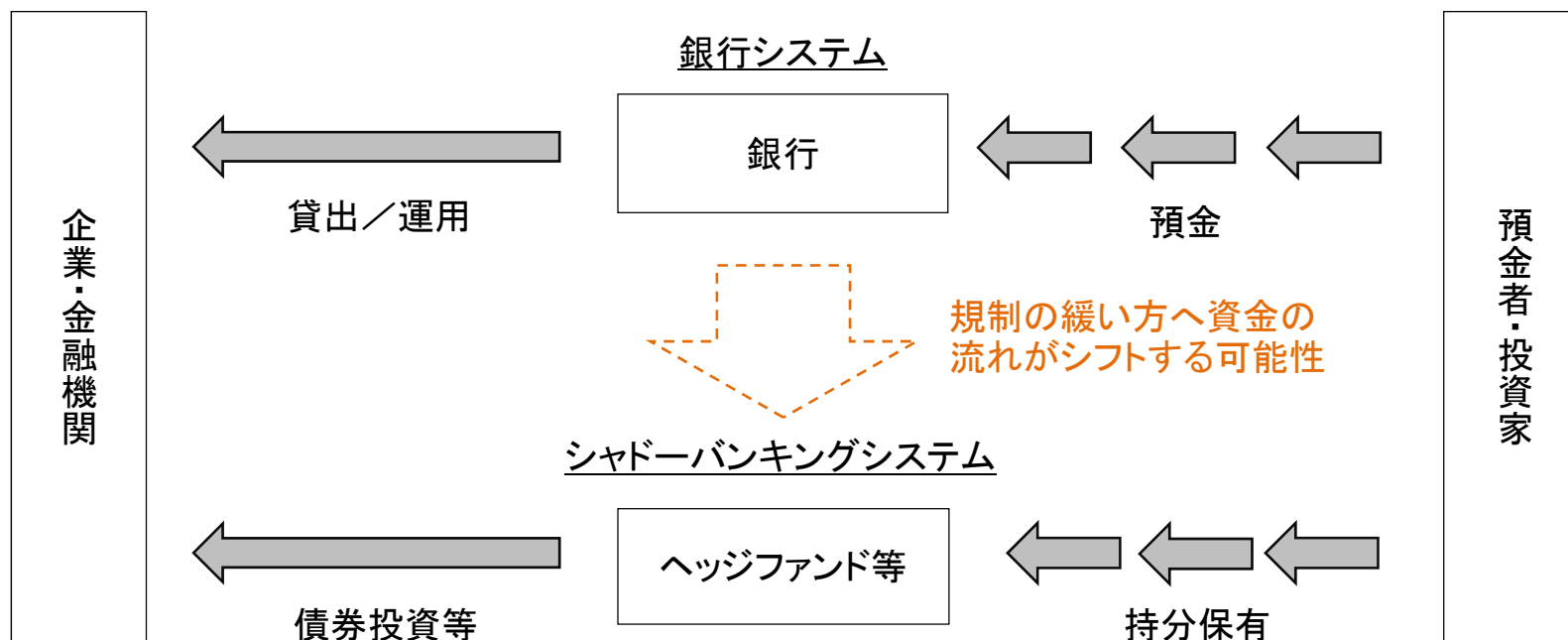


7. シャドーバンキング規制

(1) シャドールンキング問題

- 銀行および銀行グループへの規制強化に伴う規制回避の動きに対処するため、銀行以外の金融セクター(シャドールンキングセクター)への規制・監督も強化
- ・ シャドールンキングとは、ヘッジファンド、MMF(マネーマーケットファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動のこと

【 シャドールンキング問題のイメージ 】



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(2) シャドーバンキング規制の5つの検討分野と提言内容

- 2011年10月、FSBは、「シャドーバンキングの監督および規制の強化に関する勧告」を公表（G20カンヌサミットで承認）
 - ・ 合意された5つの検討分野について、FSB・バーゼル委・IOSCOから最終報告書等が公表済み

【 G20カンヌサミットにおいて合意された5つの検討分野と提言内容 】

検討分野	主な提言内容等	検討状況
銀行のシャドーバンキングへの関与	ファンド向け出資の自己資本規制上の取扱いの見直し	2013年12月、バーゼル委が最終規則を公表
	大口エクスポージャー規制の強化	2014年4月、バーゼル委が最終規則を公表
	ステップイン・リスクの特定と管理	2017年10月、バーゼル委が最終文書を公表
マネー・マーケット・ファンド(MMF)	<ul style="list-style-type: none"> • 安定的基準価額方式から変動的基準価額方式(組入証券を市場価格など公正な価格で評価し基準価額を算定する方式)への移行 • 安定的基準価額方式を維持する場合、損失吸収措置およびMMFからの資金流出防止措置を実施 	2012年10月、IOSCOが最終報告書を公表
MMF以外のシャドーバンキング主体	MMF以外のシャドーバンキング主体についてリスクを査定し、必要な場合に政策措置を実施	2013年8月、FSBが最終報告書を公表
証券化商品	<ul style="list-style-type: none"> • 証券化商品の発行者等への適切なインセンティブの付与(証券化リスクリテンション) • 投資家の投資判断に資する十分な情報開示 	2012年11月、IOSCOが最終報告書を公表
レポ・証券貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> • レポ・証券貸借取引の担保について、一定以上のヘアカット率(担保価値の割引率)の設定を義務付け • レポ・証券貸借取引市場に関する国際的なデータ収集・集計 	2013年8月、FSBが報告書を公表

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

(3) 資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性への対応

- 2017年1月、FSBIは、「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」を公表。IOSCOに対して、
 - ①オープンエンド型ファンドの流動性リスク、②投資ファンドのレバレッジ、について提言を策定するよう要請
- ・ 当初は、特定の資産運用会社をNBNI G-SIFIs(銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関)に指定するエンティティベースの規制を導入する方針であったが、資産運用業の商品・業務の特性に着目したアクティビティベースの規制によって対処する方針に転換
- ・ 2018年2月、IOSCOは、最終報告書「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言」を公表

【 NBNI G-SIFIsの選定手法に係る作業の経緯 】

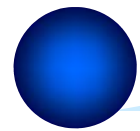
2011年11月	G20カンヌサミットにおいて銀行・保険会社以外のシステム上重要な金融機関の選定手法の策定に合意
2014年1月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る第一次市中協議文書
2015年3月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る第二次市中協議文書
2015年7月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る作業の中断を発表。資産運用業の商品・業務の特性に着目した政策提言に係る作業が完了した後、政策提言では解消されないリスクへの対処を目的として再開する予定

(注) NBNI G-SIFIs: 銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関。
 (資料) みずほ総合研究所作成

【 政策提言が対処している構造的な脆弱性 】

- オープンエンド型ファンドの「投資対象資産」と「償還に係る契約条件」の間の流動性ミスマッチ
- 投資ファンドにおけるレバレッジ
- オペレーショナルリスクおよびストレス時の投資マナデート・顧客アカウントの移転に係る課題
- 資産運用業者とファンドによる証券貸借取引

(資料) みずほ総合研究所作成



8. 米国の規制動向

(1) ドッド・フランク法

- 米国は、先般の金融危機後、規制改革を積極的に推進。2010年7月には、包括的な金融規制改革法としてドッド・フランク法が成立
 - ・ ①システム上重要な金融機関に対する規制・監督の整備、②リスクの高い業務に対する規制(ボルカー・ルール等)、③金融機関の破綻に伴う納税者負担の回避、④消費者・投資家保護、等が規制改革の中心的課題
 - ・ 全16編からなる大規模な法律。規制緩和により金融ビジネスの活性化を図ろうとしてきた従来の方針を大きく転換し、多くの点で規制を強化する内容

【ドッド・フランク法の構成(一部)】

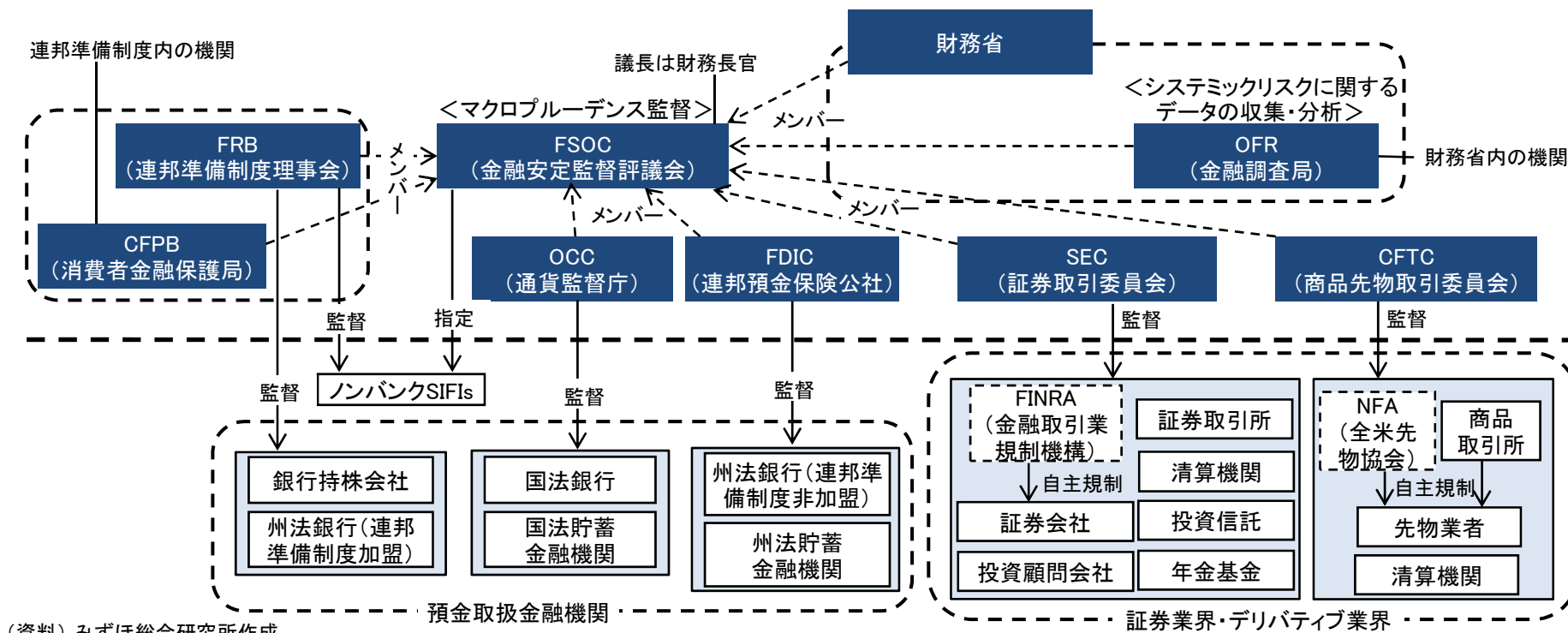
項目	主なポイント
第1編 金融の安定	FSOC(金融安定監督評議会)の新設、FSOCによるノンバンクSIFIsの指定、EPS(大規模な銀行に対する厳しい規制)、FBO規制(外国銀行を対象とするEPS)
第2編 OLA(秩序だった清算の権限)	FDIC(連邦預金保険公社)主導の破綻処理
第3編 OCC(通貨監督庁)、FDIC、FRB(連邦準備制度理事會)への権限移管	OTS(貯蓄金融機関監督庁)の解体と機能の移管
第5編 保険	財務省内にFIO(連邦保険局)を新設
第6編 銀行等の規制の改善	ボルカー・ルール
第7編 ウォール街の透明性・説明責任	デリバティブ規制
第9編 投資者保護と証券規制の改善	証券化リスクリテンション、報酬規制、コーポレートガバナンス、信用格付会社
第10編 CFPB(金融消費者保護局)	FRS(連邦準備制度)内に独立部署としてCFPBを新設

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 米国の銀行監督体制

- ドッド・フランク法により、監督体制を変更
 - ・ マクロプルーデンス監督当局としてFSOC(金融安定監督評議会)を新設
 - FSOCがノンバンクSIFIs(銀行以外のシステム上重要な金融機関)を指定し、FRBが監督
 - FSOCをサポートする組織としてOFR(金融調査局)を財務省内に設置
 - ・ OTS(貯蓄金融機関監督局)を廃止し、主な権限をOCC(通貨監督庁)に
 - ・ CFPB(消費者金融保護局)を新設し、消費者保護機能を集約

【米国の銀行監督体制(イメージ)】



(3) バーゼル規制の適用対象とEPS(高度健全性基準)

- 米国では、バーゼル規制の適用対象(「国際的に活動する銀行」)は、「連結総資産2,500億ドル以上」または「バランスシート上の外国エクスポージャーが100億ドル以上」の銀行とされている
- FRBは、ドッド・フランク法165条に基づき、大規模な銀行を対象としてEPS(高度健全性基準)を策定することとされている
 - ・ EPSには、自己資本、流動性、リスク管理、破綻処理計画、与信集中に関する要件が含まれる
 - ・ 2018年5月に成立した経済成長・規制緩和・消費者保護法(EGRRCPA)は、EPSの対象となる銀行の閾値を連結総資産500億ドルから2,500億ドルに引き上げ(1,000億ドル～2,500億ドルの銀行については、FRBが求めた場合に対象)

【各種銀行規制の適用対象(EGRRCPA実施後)】

連結総資産	自己資本比率			レバレッジ比率			TLAC	LCR		ストレステスト				与信集中制限	破綻処理計画
	標準的手法	先進的手法	G-SIBs バッファー	米国 独自	SLR	バッ ファー		米国 LCR	修正 LCR	CCAR 定量 評価	CCAR 定性 評価	DFAST 当局 テスト	DFAST 自社 テスト		
米国G-SIBs	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
2,500億ドル以上	○	○	×	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○
2500億ドル未満 1000億ドル以上	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	○	△ (注1)	△ (注1)	△ (注1)
1000億ドル未満 500億ドル以上	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
500億ドル未満 100億ドル以上	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注1) FRBが求めた場合には対象。

(注2) CCAR: 包括的資本分析・審査、DFAST: ドッド・フランク法ストレステスト、SLR: 追加的レバレッジ比率(バーゼルⅢに準拠したレバレッジ比率)。

(資料) みずほ総合研究所作成

(4) FBO規制(外国銀行を対象とするEPS)

- 2014年2月、FRBは、ドッド・フランク法165条に基づき、FBO規制(外国銀行を対象とするEPS)を最終化
 - ・ 米国非支店資産500億ドル以上の外国銀行に対しては米国IHC(中間持株会社)の設置を義務付け、米国IHCに対して大規模な米銀と同等の厳しい健全性規制を適用
 - ・ 2016年7月実施

【 FBO規制(2014年3月公布)の概要 】

外国銀行のグローバル連結総資産	外国銀行の米国内資産	適用される主な規制
500億ドル以上	米国非支店資産 500億ドル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国IHC(中間持株会社)の設置。米国IHCには以下の規制が適用される <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己資本比率、レバレッジ比率 ➢ 自己資本ストレステスト(CCAR、ドッド・フランク法ストレステスト) ➢ 流動性リスク管理要件、流動性ストレステスト、流動性バッファ ➢ リスク委員会の設置(米国IHCの取締役会の委員会。FBOが設置を求められる米国リスク委員会を兼ねることも可) ➢ TLAC、長期負債要件
	500億ドル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性リスク管理要件、流動性ストレステスト、流動性バッファ(IHC分とは別に確保) ・ 米国リスク委員会の設置、米国CRO(最高リスク責任者)の指名 ・ 母国のバーゼルⅢ自己資本規制、母国の自己資本ストレステスト
	500億ドル未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性ストレステスト ・ 米国リスク委員会の設置 ・ 母国のバーゼルⅢ自己資本規制、母国の自己資本ストレステスト
500億ドル未満 100億ドル以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株式等を公開している場合)米国リスク委員会の設置 ・ 母国の自己資本ストレステスト

(資料) みずほ総合研究所作成

(5) CCAR(包括的資本分析・審査)

- FRBは、年に1回、①連結総資産1,000億ドル以上の米国銀行持株会社、および②外国銀行の米国IHC(中間持株会社)、
に対して、CCAR(Comprehensive Capital Analysis and Review、包括的資本分析・審査)を実施
 - ・ ①深刻な景気後退期においても家計・企業への貸出を継続できるだけの自己資本を確保できているか(定量評価)、
 - ②配当・自社株買い・増資等の資本行動を含む資本計画のプロセスが適切か(定性評価)、を分析・審査するもの
 - ・ FRBの満足する資本計画を提出できなかった銀行持株会社は、配当等の資本の社外流出が制限される

【2018年CCARの対象行・スケジュール】

対象行	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模で複雑な銀行18行 — 定量評価と定性評価の両方の対象 ・大規模であるものの相対的に複雑ではない銀行20行 — 定量評価の対象(定性評価は免除) 	
スケジュール	2018年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRBがストレステストシナリオと指示書を公表
	~2018年 4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象行がFRBに資本計画を提出 — 資本計画には以下の内容を含める必要 <ul style="list-style-type: none"> ① 資本十分性の評価のための内部プロセスに係る詳細な記述 ② 取締役会が承認した資本活動に係る方針 ③ 向こう9四半期の資本活動の計画 — FRBが公表したストレステストシナリオおよび対象行が策定したストレスシナリオに沿ってストレステストを実施し、結果をFRBに報告する必要
	~2018年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRBが、定量評価・定性評価を行った上で、資本計画に反対するか否かを決定し、結果(資本計画に反対する場合には、その理由を含む)を公表

【FRBによる評価の内容】

項目	主な評価の内容
定量評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス下の経済金融環境において、向こう9四半期にわたって、資本計画に記載された資本活動を行った後の数値で、以下の各比率の水準を上回る自己資本を維持する能力 <ul style="list-style-type: none"> ① CET1比率(※1) : 4.5% ② Tier 1比率(※1) : 6.0% ③ 総自己資本比率(※1) : 8.0% ④ Tier 1レバレッジ比率(※2) : 4.0% ⑤ 追加的レバレッジ比率(※3) : 3.0% ※1: リスクアセットは標準的手法を用いて計算 ※2: バーゼルⅢに準拠していない米国独自のレバレッジ比率 ※3: 米国におけるバーゼルⅢに則ったレバレッジ比率
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本計画のプロセス <ul style="list-style-type: none"> — ストレステストの方法 — 資本計画のプロセスを支える①リスク認識、②内部管理、③ガバナンス ・ 対象行全体の課題(年度を通じた監督によって明らかにされたもの) <ul style="list-style-type: none"> — リスク認識・リスク管理に係る慣行、内部管理プロセス、全体のコーポレートガバナンス
定性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本計画のプロセス <ul style="list-style-type: none"> — ストレステストの方法 — 資本計画のプロセスを支える①リスク認識、②内部管理、③ガバナンス ・ 対象行全体の課題(年度を通じた監督によって明らかにされたもの) <ul style="list-style-type: none"> — リスク認識・リスク管理に係る慣行、内部管理プロセス、全体のコーポレートガバナンス

(資料) みずほ総合研究所作成

(資料) みずほ総合研究所作成

(6) ボルカー・ルール

- ボルカー・ルールとは、ドッド・フランク法第619条に基づき、銀行によるリスクの高いトレーディングやファンド投資を原則的に禁止する規制(2013年12月ルール最終化、2015年7月実施)
 - ・ 対象には米国に拠点を有する外国銀行も含まれる
 - ・ 外国銀行による米国外で行われる取引、国債等の取引、マーケットメイク関連の取引、リスクヘッジ目的の取引等に関する適用除外あり
 - ・ 2018年6月、FRB・FDIC・OCC・SEC・CFTCは、ボルカー・ルールの簡素化・負担軽減のためのルール案を提案

【ボルカー・ルールのポイント】

対象銀行	米銀、米国に拠点を有する外国銀行	
規制内容	自己勘定取引の禁止	
	自己勘定取引に該当しない取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポ等の証券金融取引 ・ 流動性管理計画に沿った流動性管理目的の取引 ほか
	許容される取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国銀行による米国外で行われる取引 ・ ①米国債、②外国銀行の米国拠点による母国債、③米銀外国拠点による当該進出国の国債、の取引 ・ マーケットメイク関連の取引 ・ リスクヘッジ目的の取引 ほか
	ヘッジファンド・プライベートエクイティファンドへの投資等の禁止	
	禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象ファンドの持分の取得・保有 ・ 対象ファンドへのスポンサー行為(意思決定・運営への関与、名称の共有、等)
禁止の例外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国銀行による米国外で行われる投資等 ・ ①顧客の資産運用のためのファンドの組成・募集、②資産担保証券の発行主体の組成・募集、等における①シード投資(ファンド設立時の投資家を引き付けるための投資)、②軽微な投資(ファンドの全持分の3%以下、全対象ファンドへの投資総額が自らのTier 1の3%以下) ほか 	
ルールの遵守に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスプログラム(ルールの遵守を確保するための計画)の整備 ・ トレーディング業務に関する指標(metrics)の当局宛報告 	

(資料) みずほ総合研究所作成

(7) 米国G-SIBsバッファ

- 2015年7月、FRBは、G-SIBsバッファの米国内ルールを決定
 - ・ 米国のG-SIBsに対して、国際基準に沿った計算方法(Method 1)に基づくスコアと、短期ホールセール資金調達への依存度を重視した米国独自の計算方法(Method 2)に基づくスコアのうち、より高い方のスコアに応じたG-SIBsバッファを課すもの(基本的にMethod 2に基づくスコアの方が高くなる)
 - ・ 2016年から2019年にかけて段階的に実施

【各計算方法に用いられる指標と係数】

区分	指標	係数等	
		Method 1	Method 2
規模	総エクスポージャー	20.00%	4.423%
相互連関性	金融システム内資産	6.67%	12.007%
	金融システム内債務	6.67%	12.490%
	有価証券残高	6.67%	9.056%
代替可能性	決済業務	6.67%	0%
	預かり資産残高(AUC)	6.67%	(代わりに短期ホールセール調達に係るスコアを加算)
	証券市場における引受取引	6.67%	
複雑性	店頭デリバティブ想定元本	6.67%	0.155%
	トレーディング用有価証券、売買可能有価証券	6.67%	30.169%
	レベル3資産	6.67%	161.177%
法域を超える活動	法域を超える債権	10.00%	9.277%
	法域を超える債務	10.00%	9.926%

(資料) みずほ総合研究所作成

【FRBによる各G-SIBのスコア・バッファ水準の試算】

	米国内ルール(注)			(参考)FSBのG-SIBsリスト(2015年11月)におけるバッファ水準
	Method 1スコア	Method 2スコア	米国内ルール(左記スコア)に基づくバッファ水準	
JPモルガン・チェース	473	857	4.5%	2.5%
シティグループ	409	714	3.5%	2.0%
バンク・オブ・アメリカ	311	559	3.0%	1.5%
ゴールドマン・サックス	248	585	3.0%	1.5%
モルガン・スタンレー	224	545	3.0%	1.5%
ウェルズ・ファーゴ	197	352	2.0%	1.0%
BNYメロン	149	213	1.0%	1.0%
ステート・ストリート	146	275	1.5%	1.0%

(注) 2012年～2014年時点の各行データ・バーゼル委データを用いてFRBが試算。

(資料) FRB資料より、みずほ総合研究所作成

(8) 金融規制の基本原則(core principle)に関する大統領令

- 2016年11月、大統領選挙が行われ、共和党のドナルド・トランプ氏が勝利。2017年1月に新政権発足
 - ・ 同時に行われた連邦議会選挙においても、共和党は上下両院で過半数を確保したものの、上院ではフィリバスター(議事妨害)を阻止できる60議席に届かず
 - ・ トランプ大統領・共和党は、ドッド・フランク法が経済成長を阻害しているとして、中小銀行を中心に規制を緩和する方針
- 2017年2月、トランプ大統領は、金融規制の基本原則(core principle)に関する大統領令に署名
 - ・ 7つの基本原則を設定するとともに、財務長官に対して既存の規制が基本原則に沿っているか等を報告するよう指示

【 大統領令(2017年2月)で設定された7つの基本原則 】

- ① 米国人に対する、a.金融に関する自立した決定、b.金融商品の売買における選択肢の知識向上、c.退職に備えた貯蓄、d.個人資産の形成、の支援
- ② 納税者資金による救済の回避
- ③ 規制のより厳格な影響度分析による、システミックリスクや市場の失敗(モラルハザード、情報の非対称性等)への対処を通じた経済成長と活発な金融市場の促進
- ④ 国内外の市場における米国企業の外国企業に対する競争力の確保
- ⑤ 国際的な金融規制の交渉・会合における米国の国益の向上
- ⑥ 規制の効率性・実効性の確保、目的や対象を踏まえた適切な調整
- ⑦ 連邦金融規制当局における公に対する説明責任の回復と連邦金融規制枠組みの合理化

(資料) みずほ総合研究所作成

(9) 財務省銀行報告書(2017年6月)

- 2017年6月、米財務省は、金融規制の基本原則に関する大統領令(2017年2月)に基づく報告書の第1弾として、銀行規制に関する報告書を公表、銀行規制の緩和を提言
 - ・ 議会の承認が必要な法律の変更や、当局が定めるルールの変更に向け、議会・当局・業界と協力していく方針
 - ・ 2017年10月には第2弾として資本市場に関する報告書、第3弾として資産運用・保険に関する報告書を公表

【 銀行規制に関する財務省報告書(2017年6月)における提言の概要 】

規制	提言内容
EPS(高度健全性基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用対象となる閾値を引き上げ(銀行のリスクプロファイルに基づくものに変更)
CCAR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用対象となる閾値を引き上げ(EPSの閾値引き上げに合わせて) ・ 負担を軽減(2年サイクルへの変更、定性的評価のみで不合格とせず)
レバレッジ比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分母(レバレッジ比率エクスポージャー)から中銀預け金・米国債を控除 ・ 国際基準よりも厳しいG-SIBs向けのレバレッジ比率を緩和
TLAC、G-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際基準よりも厳しいTLAC、G-SIBsバッファを緩和
LCR	<ul style="list-style-type: none"> ・ LCRの適用対象を国際的に活動する銀行に限定 ・ 米国LCRの適用対象をG-SIBsに限定、国際的に活動する銀行には緩い規制を適用 ・ 高品質流動資産の範囲を拡大(高格付地方債の高品質流動資産への分類を含む)
NSFR、FRTB	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国当局による評価・調整が完了するまで実施を延期
破綻処理計画 (リビングウィル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用対象となる閾値を引き上げ ・ プロセスのサイクルを1年から2年に変更
FBO規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPSの適用対象となるFBOの閾値を引き上げ(グローバル連結総資産ではなく米国業務のリスクプロファイルに基づくものに変更) ・ CCAR・破綻処理計画の適用対象となる米国IHCの閾値を引き上げ
ボルカー・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産100億ドル以下の銀行を適用対象から除外 ・ 「自己勘定取引」の定義を簡素化(「保有期間60日未満」の基準の撤廃等) ・ コンプライアンスプログラム・指標(metrics)報告の負担を軽減

(資料) みずほ総合研究所作成

(10) トランプ政権による金融当局人事

○ 金融当局の主要ポストの交代が進展

- ・ トランプ政権は、金融規制緩和に前向きな立場で知られる人物を多く登用

【 金融当局人事の状況 】

当局	ポスト	2016年時点の在任者	新政権による登用	
			新任者	就任時期
財務省	長官	ジェイコブ・ルー	スティーブン・ムニューシン	2017年2月
FRB	議長	ジャネット・イエレン	ジェローム・パウエル	2018年2月
	監督担当 副議長	空席 (監督担当理事:ダニエル・タルーロ)	ランダル・クオールズ	2017年10月
FDIC	総裁	マーティン・グルエンバーグ	ジェレーナ・マクウィリアムズ	2018年6月
	副総裁	トーマス・ホーニグ	—	—
OCC	長官	トーマス・カリー	ジョゼフ・オツティング	2017年11月
SEC	委員長	メアリー・ホワイト	ジェイ・クレイトン	2017年5月
CFTC	委員長	ティモシー・マサド	クリストファー・ジャンカルロ	2017年8月

(資料) みずほ総合研究所作成

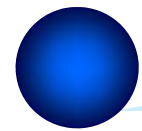
(11) 経済成長・規制緩和・消費者保護法(EGRRCPA、S.2155)

- 2018年5月、ドッド・フランク法を緩和する法律として経済成長・規制緩和・消費者保護法(EGRRCPA、S.2155)が成立
 - ・ EPS(高度健全性基準)の対象となる米銀の連結総資産の閾値を500億ドルから2,500億ドルに引き上げ
 - グローバル連結総資産1,000億ドル以上の外国銀行については本閾値引き上げの対象外であるものの、引き続きFRBがFBO規制(外国銀行を対象とするEPS)の内容や適用対象を調整する権限を有している
 - ・ ボルカー・ルールの対象から連結総資産100億ドル以下等の条件を満たす銀行を除外

【 EGRRCPAの構成 】

第1編	住宅ローンの利用しやすさの改善
第2編	規制緩和と消費者への資金供給の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結総資産100億ドル未満の銀行向けに所要水準を8~10%とする「<u>地域銀行レバレッジ比率</u>」を導入し、達成している銀行についてその他の自己資本規制を免除 ・ ①連結総資産100億ドル以下、かつ、②連結総資産に占めるトレーディング資産・負債の割合が5%以下、の銀行について<u>ボルカー・ルール</u>を免除
第3編	退役軍人・消費者・住宅所有者の保護
第4編	一部の銀行持株会社に対する規制の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>EPS(高度健全性基準)</u>の対象となる閾値を連結総資産500億ドルから2,500億ドルに引き上げ ・ 連結総資産1,000億ドル~2,500億ドルの銀行については、FRBが求めた場合に<u>EPS</u>の対象 ・ <u>自社ストレステスト</u>の対象となる閾値を連結総資産100億ドルから2,500億ドルに引き上げ ・ <u>LCR(流動性カバレッジ比率)</u>において流動性が高い地方債を高品質流動資産に分類
第5編	資本形成の促進
第6編	学生である借入人の保護

(資料) みずほ総合研究所作成



9. EUの規制動向

(1) 金融規制改革関連の主なEU法

- EUでは、先般の金融危機後、多数の金融規制改革関連の法案が成立
 - ・ 全体的に、米国に比べて法案の成立時期が遅く、細則の制定にも時間を要している
 - ・ EU法のうち「規則」(Regulations)は、EU加盟国における国内法の制定を待たずにEU域内の企業等を直接規制するものとなっており、EU加盟国の国内法に優先して適用される
 - ・ 「指令」(Directives)は、指令の中で求められる結果のみがEU加盟国を拘束することとなり、それを達成する方法はEU加盟国に任される。EU加盟国は、指令で定められた期日までに国内法を制定する必要

【 金融規制改革関連の主なEU法 】

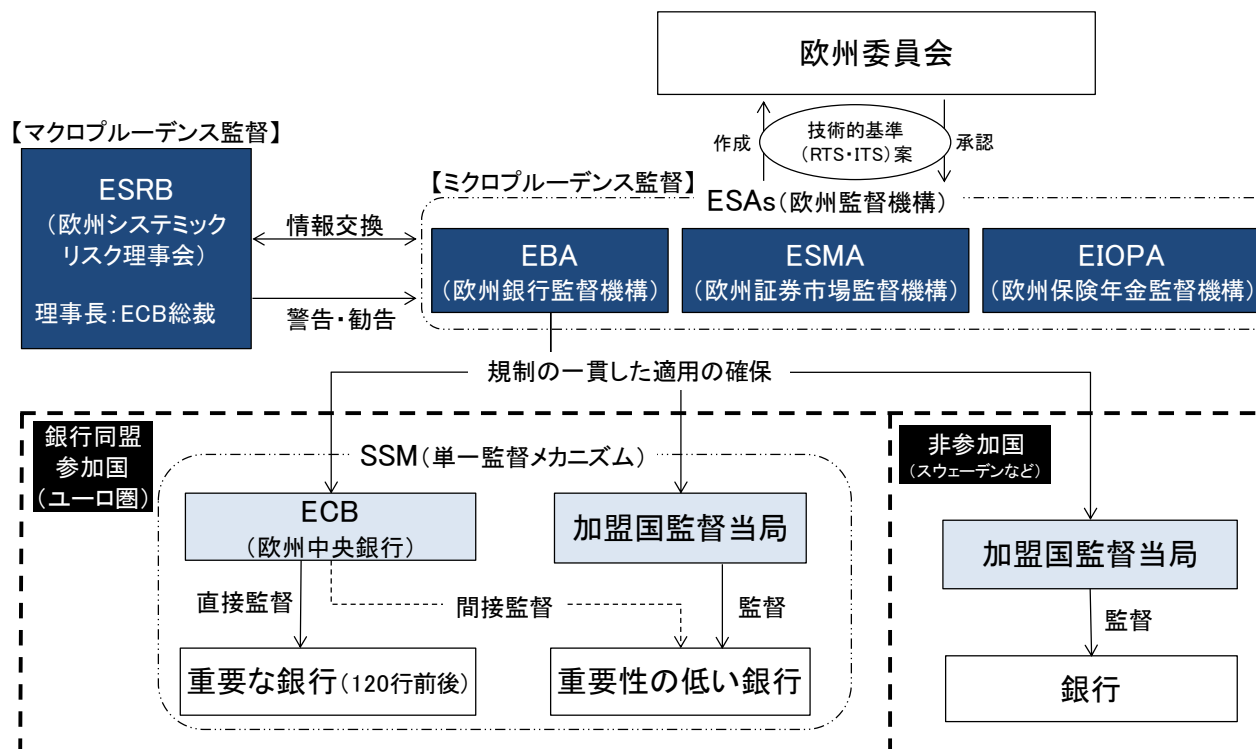
項目	主な内容	採択時期
AIFMD (オルタナティブ投資ファンドマネージャー指令)	ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド、不動産ファンド等、既存のUCITS指令(主としてリテール投資家向け投資ファンドが対象)で規制されていない幅広い投資ファンドのファンドマネージャーに対する規制	2010年11月
EMIR (欧州市場インフラ規則)	店頭デリバティブ取引に係る①清算集中義務、②取引情報蓄積機関への取引情報の報告義務、③中央清算されない取引に対する証拠金規制	2012年7月
CRD IV / CRR (第4次自己資本要件指令 / 自己資本要件規則)	①バーゼルⅢを踏まえた自己資本規制・流動性規制、②大口エクスポージャー規制、③コーポレートガバナンス、④報酬規制	2013年6月
MiFID II / MiFIR (第2次金融商品市場指令 / 金融商品市場規則)	①技術革新等に伴う市場の変化への対処(新たな取引プラットフォームの概念の導入、アルゴリズム取引に対する規制の導入)、②市場透明性の向上(取引前・取引後の情報開示・当局宛報告の義務の強化、ダークプール取引の制限)、③投資家保護の強化(コミッションアンバンドリング(取引執行手数料とリサーチ費用の分離)を含む誘因報酬規制の導入、最良執行義務の強化)	2014年5月
BRRD (銀行再建・破綻処理指令)	①銀行ごとの再建・破綻処理計画の策定、②各国当局による早期介入、③各国当局による破綻処理権限(他銀行への事業売却、ブリッジバンクの設立、ペイルイン等)の行使、④銀行による破綻処理基金の積み立て	2014年5月
SFTR (証券金融取引規則)	レポ取引等の証券金融取引に係る①中央データベースへの取引情報の報告義務、②証券金融取引を行う投資ファンド等の投資家への開示の強化、③リハイポセクション(担保の再利用)の透明性向上	2015年11月
MMF規則	MMFの償還能力の確保を目的とした①LV-NAV MMF(低ボラティリティ基準価額のMMF)の導入、②投資対象の制限、③分散投資義務、④流動性確保要件、⑤外部による支援の禁止	2017年5月

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) EUの銀行監督体制

- 先般の金融危機後、EUは、米国同様、金融システム全体に関わるシステミックリスクへの対応(マクロプルーデンス)を強化する方向で金融監督体制の改革を実施。2011年初めに、新しい金融監督体制であるESFS(欧州金融監督システム)が発足
- ・ 改革の柱は、①域内全体の金融システムのリスクを監視するESRB(欧州システミックリスク理事会)の新設、②ミクロプルーデンスの実効性向上を図るための欧州監督機構(ESAs)の新設、の2つ

【 EUの銀行監督体制 】

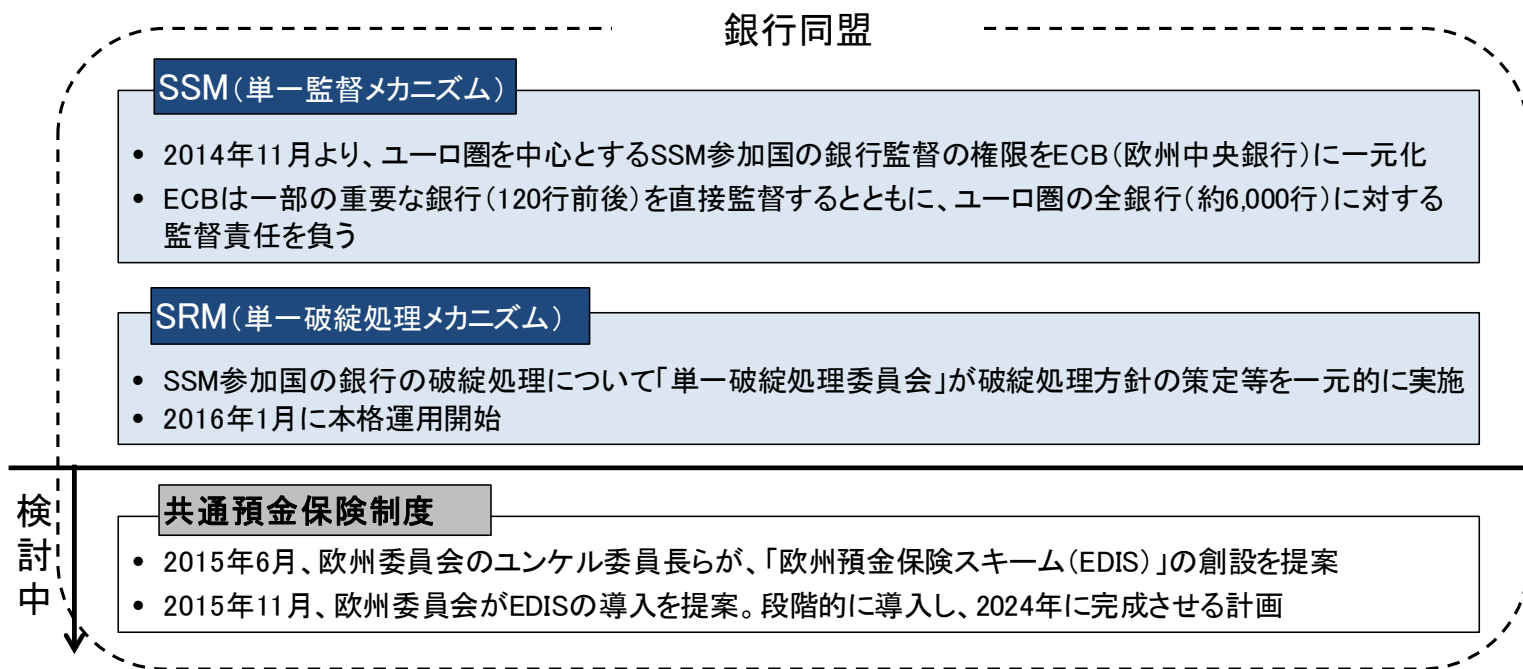


(資料) みずほ総合研究所作成

(3) ユーロ圏を中心とした銀行同盟

- EUでは、先般の金融危機を踏まえ、強固な金融の枠組みを構築するため、ユーロ圏を中心とした取り組みとして、「銀行同盟」が進められている
 - ・ ユーロ圏を中心とした取り組みであるものの、ユーロ圏外のEU加盟国も銀行同盟に参加することが可能
- 銀行同盟の大きな柱は、SSM(単一監督メカニズム)、SRM(単一破綻処理メカニズム)、共通預金保険制度、の3つ

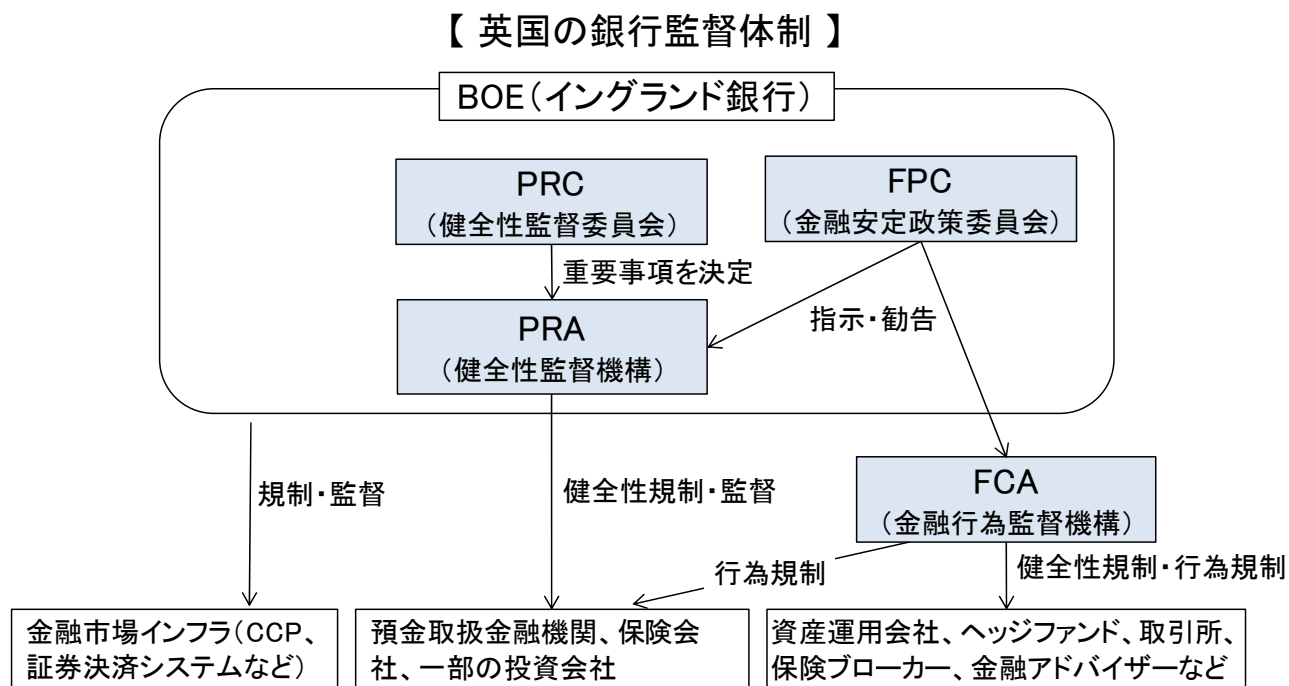
【 銀行同盟のイメージ 】



(資料) みずほ総合研究所作成

(4) 英国の銀行監督体制

- 先般の金融危機後、英国は、金融監督体制の抜本的な改革を行い、2013年4月に新体制に移行
 - ・ 一元的な監督当局であったFSA(金融サービス機構)を解体して、新たにFPC(金融安定政策委員会)、PRA(健全性監督機構)、FCA(金融行為監督機構)を設立
- 2017年3月、2016年BOE・金融サービス法に基づき、BOEの子会社であったPRAをBOE内部に移行するとともに、PRAの理事会に代わる機関としてPRC(健全性監督委員会)を設置



(資料) みずほ総合研究所作成

(5) 英国のリテール・リングフェンスと銀行税(Bank Levy)

- 英国は、EUの規制を実施するとともに、リテール・リングフェンスや銀行税(Bank Levy)等、英国独自の規制を導入

【リテール・リングフェンス、銀行税(Bank Levy)の概要】

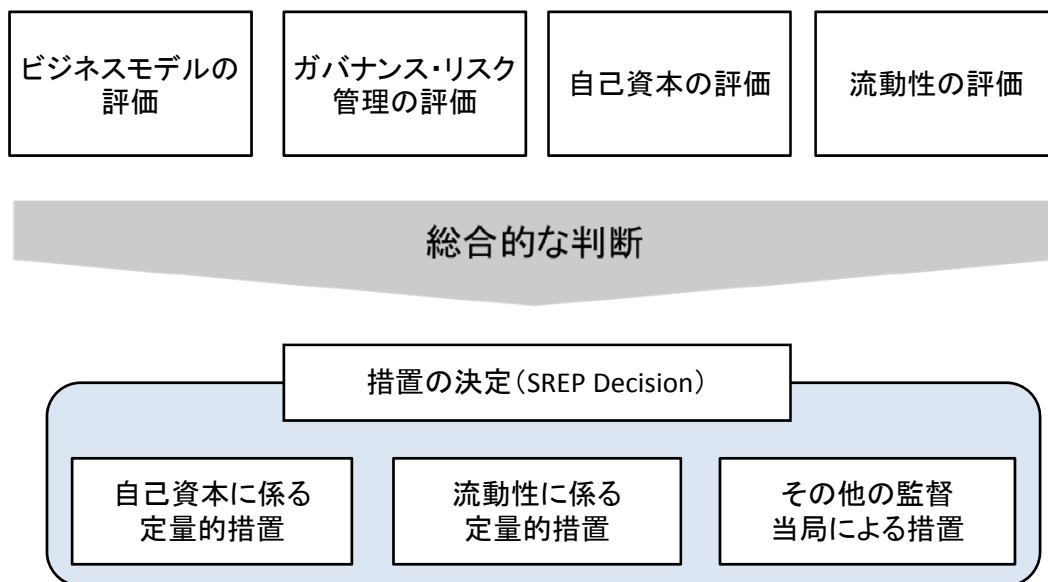
リテール・リングフェンス	<ul style="list-style-type: none">• 大手銀行グループに対して、リテール預金受け入れの業務をグループ内で分離・別会社化するよう求める規制(2013年12月に法案成立、2019年1月までに実施される予定)• 銀行をリテール預金を扱うリングフェンス銀行とトレーディング業務等を行う非リングフェンス銀行に分離することにより、危機時におけるリテール業務の継続や公的資金による救済に伴う納税者負担の回避を図るもの• リングフェンス銀行は、トレーディング業務やEEA(欧州経済領域)外の業務を禁止されるとともに、金融面・運営面・組織面でグループ内の他のエンティティから十分に独立していることが求められる
銀行税(Bank Levy)	<ul style="list-style-type: none">• 2011年1月、英国の銀行等のグローバルベースのバランスシートや、外国銀行の支店等の英国内バランスシートを課税対象として、負債等の額に税率を乗じた額を徴収する銀行税を導入• 2015年第2次財政法において、①2016年から2021年にかけて銀行税の税率を段階的に引き下げること、②2016年より銀行の利益に対する税率に8%の上乗せを行うこと、が定められた• 2018年財政法において、2021年より、英国の銀行について、課税対象をグローバルベースのバランスシートから英国内バランスシートへと縮小することが定められた

(資料) みずほ総合研究所作成

(6) ユーロ圏におけるECBによるSREP(監督当局による審査・評価プロセス)

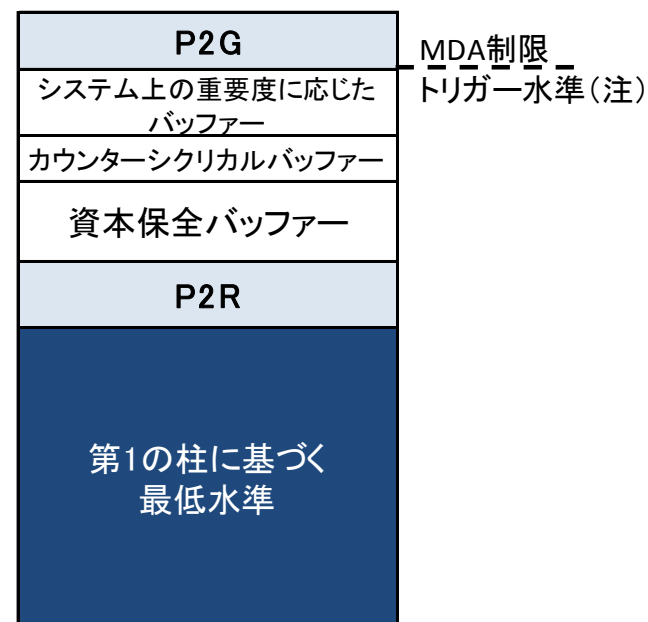
- ECBは、2015年より、CRD IV等のEU法令やEBAのガイドラインに基づき、ECBが直接監督する重要な銀行を対象に、SREP(Supervisory Review and Evaluation Process、監督当局による審査・評価プロセス)を実施
- ECBは、SREPにおいて、ストレステストの結果も踏まえて各銀行を評価し、銀行ごとにP2R(第2の柱要件)、P2G(第2の柱ガイダンス)の水準を含む措置を決定(SREP Decision)
 - ・ P2Rは、第1の柱で十分に捕捉されないリスクやビジネスモデル・ガバナンスの脆弱性に対応する追加的な資本要件
 - ・ P2Gは、ストレス時でも十分な資本を維持するための資本水準を示すもの。下回った場合、当局による警戒の対象

【 SREPの概要 】



(資料) ECB資料より、みずほ総合研究所作成

【 SREPの結果を踏まえた銀行の所要自己資本 】

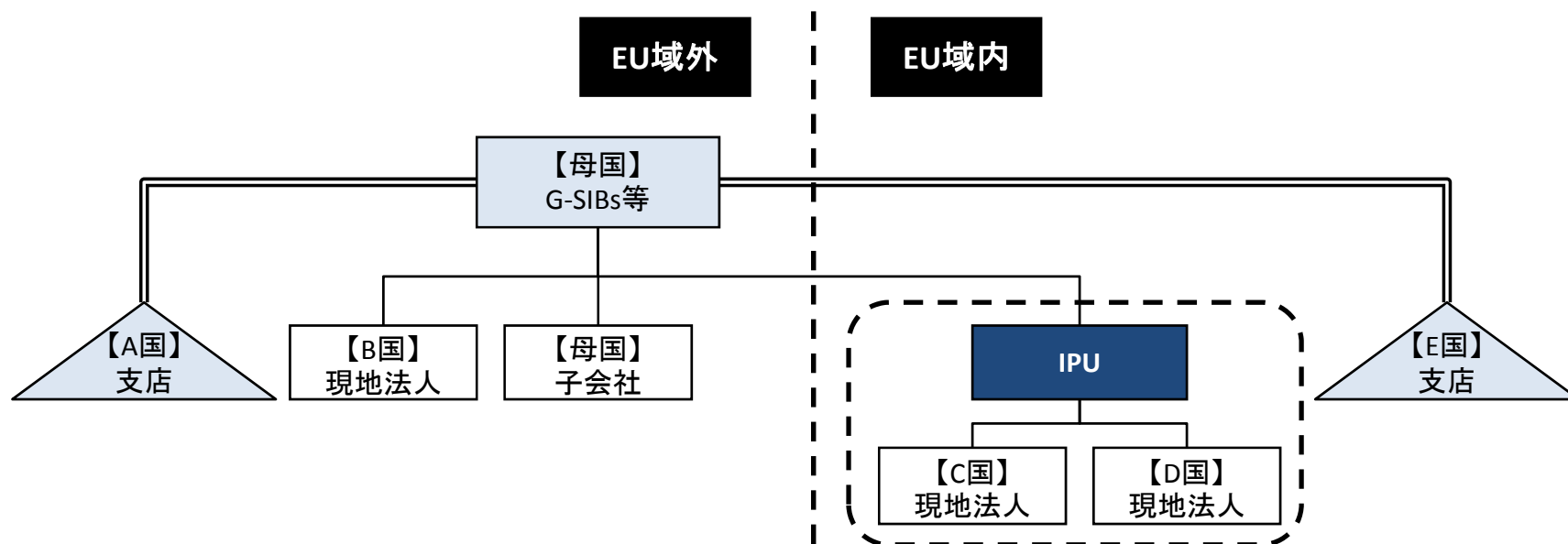


(注) 下回った場合、MDA(最大分配可能額)を超える資本の流出が制限される。
(資料) ECB資料より、みずほ総合研究所作成

(7) EU域外のG-SIBs等に対するIPU(EU中間親会社)の設置義務付け(案)

- 2016年11月、欧州委員会は、バーゼル規制やTLAC等の各種国際基準のEU法への反映等のため、自己資本規制や破綻処理に関するEU法(CRR・CRDIV・BRRD・SRMR)を改正する改革パッケージを提案
- その中で、欧州委員会は、EU域内に複数の現地法人を持つEU域外のG-SIBs等に対して、IPU(EU中間親会社)の設置を義務付けることを提案。目的は、内部TLACに係る国際基準の実施を含む、破綻処理プロセスの簡素化・強化
- ・ 欧州委員会は全てのEU域外のG-SIBsに適用することを提案していたものの、EU理事会は2018年5月に適用対象をEU域内の資産が400億ユーロ以上の銀行に限定することを提案

【 IPU(EU中間親会社)のイメージ 】



(資料) みずほ総合研究所作成

(※) 本資料は、みずほ総合研究所調査本部が作成した。

〔本資料に関する問い合わせ先〕

みずほ総合研究所 調査本部

金融調査部 主任研究員 藏原 千咲

03-3591-1348

chisaki.kurahara@mizuho-ri.co.jp

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。